

武蔵野市第四期長期計画調整計画

都市基盤分野市民会議 提言書

平成 19 年4月

目 次

参加と連携によるまちづくりの推進	……………	1
地域ごとの特色あるまちづくり	……………	5
事業効果・環境共生等の視点	……………	6
防災・防犯施策の推進	……………	9
住宅施策の総合的推進	……………	11
道路ネットワークの整備、円滑な移動環境の整備	……………	12
下水道の整備	……………	29
圏域毎のまちづくり		
「吉祥寺圏」	……………	30
「中央圏」	……………	35
「武蔵境圏」	……………	38

※ 資料編

§ I 都市基盤分野からの提言における基本的考え方について

長期計画全般の冒頭に次の提言を行なう。

これを各分野の提言のまとめとして、提言書全体の冒頭に位置づける。

- (1) 武蔵野市は昭和35年6月27日市議会が、「平和都市宣言」を議決した。さらに、同議会は、昭和57年3月29日には「武蔵野市非核都市宣言」を議決した。これらの宣言を再確認し、武蔵野市を平和発信の都市と位置づける。
- (2) 「市政の主人公は市民である」ことを改めて宣言し、緑豊かで誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりを目指す。
- (3) 長期計画等市政の重要案件の策定は広範な市民参加の下でこれを行い、各施策の推進過程やその評価検証においても実効性のある市民参加を推進する。
- (4) 自治基本条例の策定を目指し、市民参加の実効性のあるあり方を確立しこれを保証する。
 - ・自治基本条例の策定施行目標は概ね5年以内とする。
 - ・「市政の主人公は市民である」という宣言に相応しい内容と方法で市政への参加と連携ができる基本ルールをつくる。
 - ・参加と連携の活動を進めるにあたって、行政責任を曖昧にしないことや住民が果たす役割や自主的参加の原則などを明確にしたルールをつくる。
 - ・施策の企画などについて住民の発議権を拡充する。
 - ・住民投票条例をつくる。
 - ・行政評価監視制度（オンブズマン）を取り入れる。
 - ・自治基本条例、まちづくり条例、景観条例、都市マスタープラン、地区計画間の調和と整合性を十二分に図る。

§ II 良好な都市基盤の創出と形成、整備と保全に向けて

武蔵野市の都市施設は一定に充足し、都市環境は成熟して整っていると言われてきた。本当にそうなのか。まず、私たちはこのことから見直さなければならぬ。

都市基盤とは、学校、病院、道路、橋梁、鉄道路線、上水道、下水道、電気、ガス、電話など社会的経済基盤と社会的生産基盤とを形成するものの総称として、主として都市空間に展開された物的な構築物とその体系を指す。

これらはインフラストラクチャーと呼ばれるが、私たちは市民として、それらの他の都市施設として公園・緑地などもこれに含ませる。

武蔵野市の長期計画では上記の都市施設に加えて、それらを拡充・整備し、活用・保全していくための地域の仕組みづくりも都市基盤として位置づける。

また、さらにはより積極的に、市民の重要な生活基盤としてこれらの他に住宅やその整備施策をも取り入れる。

それらは住民の生活基盤、都市の生産基盤として分類して位置づけることができる。

市の全域においてこれらの諸要素と諸基盤が市民生活全般にとって、掲げる理念に相応しく、均衡のとれた拡充整備保全を目指すことができるようにするため、多面的に現況を俯瞰し、必要課題を抽出分析して施策の方向性と内容を設定し精査検討を重ねて、それらへのたゆむことの無い取り組みを行なっていくものとする。

武蔵野市は、文化が薫る緑深きまちを目指して景観条例・まちづくり条例などを策定して、建築・工作物・街並み形成等において、良好な都市環境並びに生活環境の創出と形成・保全に向けて多面的な誘導や規制を行なっていくものとする。

(1) まちづくり条例、景観条例の制定を目指す。

- ・ 現行の「(仮称)まちづくり条例検討委員会」の人員構成・規模を大幅に拡充し、進行内容を見直し、さらに広範な市民参画を目指し、充実させる。
- ・ 「(仮称)まちづくり条例」の骨格を成すと見られる現行の宅地開発等に関する指導要綱の理念や方法論・施行細目並びに適用範囲や用途地域区分などについては、現況条件や住民要求等に鑑みて十分な吟味と検証を行なうものとする。

(2) 都市マスタープランを「都市計画に関する基本方針」として位置づけ、その実効性を高める。

- ・ 武蔵野市都市マスタープランをまちづくり施策の基本方針(“憲法”)として位置づけ、その実効性を高め、これからの逸脱を制度的に抑制防止できる体制を確立する。

(3) 都市マスタープランには以下の項目を適確に示す。

- ・ 指定した用途地域のビジョン・目標等を明確に書き込む。
- ・ 大規模の建替え、改築や建築物の使用目的の変更等は届出制とし、地域ビジョンに反する場合は、速やかに是正することを盛り込む。

- ・是正には、地域住民、関係者、行政の3者協議を行い、「都市計画」、「都市マスタープラン」、建築規制等の改廃等をも考慮する。
 - ・住み続け、暮らし続け、営業を続けていけるために、相続税・固定資産税その他に望まれる減免・猶予・分割納付・助成などの特例措置を状況に応じて講じられる制度を新設する。
- (4) 都市マスタープランの新たな位置づけの中で、現行の都市計画全般を市民の立場から用途地域や都市計画道路その他都市計画内容の見直しを行なう。

§ III 参加と連携によるまちづくりの推進

1. 参加と連携によるまちづくり体制の確立

(1) コミュニティー協議会活動の充実を図る。

- ・コミュニティー活動の拠点としてのコミュニティーセンターを市内全域の適正徒歩圏域毎に設立を目指す。
- ・既存のコミュニティーセンターの施設・設備・備品の充実を行ないながら、開館日・開館時間の拡大等を含む最大限の活用を図る。
- ・合わせて、市民活動のより一層の発展と活性化のため、設置の地域的不均衡を無くし、よりきめ細かな設置箇所数を検討する。

(参考意見／コミュニティーセンターの設置は現在の設置状況、居住人口密度その他を勘案し、適正誘致距離として半径250m程度以内ごとを目指す。)

(2) 住民自治とまちづくりの大枠づくりとして、住民提案型地区計画策定を支援推奨する。

- ・住民提案型の地区計画の策定の動きについては、都市マスタープランなどの上位の計画内容・都市計画に照らして適正な場合、市長は極力これを尊重した取り扱いを行なってその策定に努める。
- ・住民申し出の内容は、行政側素案の策定に先立って市議会ならびに都市計画審議会において、当該地区計画申し出提案住民の趣旨説明を行えることを保証する。

(3) 市民・住民と行政の情報の共有

- ・行政からの住民への情報発信を早め、その内容を充実させる。
- ・市民と行政が情報を共有できる体制を作ることが参加と連携をスムーズに行うための大前提になる。
- ・市民が情報公開条例に基づいて公開の請求をしなければ必要な情報を手に

入れられないのでは「連携と協働」の進展の妨げとなる。行政はより積極的に適確な情報提供に努める必要がある。

- (4) 市役所、中央公園等を包含するグリーンパーク地区は、前大戦時に中島飛行機工場があったため、日本内地に対する最初の爆撃目標になった。一帯は廃墟と化し、多くの犠牲者を出した。この悲惨さを後世に伝えることにより平和を希求する市民の気持ちの現われとして、市役所近辺に平和祈願碑（空襲被害者慰霊碑）を建立する。

2. 地域の力を活かしたまちづくりの推進

- (1) 地域ごとの「まちづくり協議会」の編成を目指す。

- ・ 駅圏単位から、生活圏などの土地利用におけるゾーニングレベルとそれらの連関に着目した開発整備保全の方針づくりへとシフトする。
- ・ 開発整備等の施策は駅圏中心になりがちであるが、これを見直し生活圏における整備保全にも力点を置く努力を払い、均衡のとれた市域の都市整備を行う。

- (2) コミュニティ協議会のよりきめ細かな編成と設立を支援し、施設づくりを進める。

- ・ 「まちづくり協議会」を、地区或いは町ごとに設ける。市民と行政の連携により、上記「まちづくりのビジョン」をつくり、実効性についてのウォチング等を行なう。

- (3) 地域ごとの「まちづくり協議会」はコミュニティ協議会と連携・協働して活動を深める。

3. 建築確認・指導行政の推進

- (1) 民間の指定確認検査機関の確認や検査等の業務内容の的確な把握に努められるようにまちづくり条例等でこれを定め、市の都市マスタープランや土地利用計画・まちづくりとの整合性についてのチェック体制を強化する。

- (2) 上記による確認検査結果において不具合が生じる恐れがある場合は、迅速にその是正・中止等が勧告・命令できる体制の確立を目指す。

- (3) 特定の用途、規模、階数、高さの建築物並びに特定用途地域（例えば第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域などの住居系用途地域ならびにその隣接地域等）についての建築行為（開発行為）については、良好な環境の創出と保全のため、民間指定確認検査機関を排除乃至はこれとの並行した確認検査体制を執

ることを目指す。

- (4) 大規模高層建築物には、他の現行規制策と併せて「形態率」（天空被蔽率）等による圧迫感のチェックなどを施し、環境への負荷の低減を図り周辺環境との調和を図る。
 - ・「形態率」（天空被蔽率）の数値目標としては、当面形態率 4%以下、8%以下を定め、周辺環境と状況に応じてこれを適用する。
- (5) 建築計画等の周辺関係住民への事前周知と協議を義務化し、合理的な住民要望や意見は取り入れさせ得る指針と体制を検討する。

§ IV 地域ごとの特色あるまちづくり

1. 土地利用のきめ細かな見直し

- (1) 市域全般の土地利用状況と今後への展望を有した合理的民主的な誘導施策、周辺自治体との関連と連携を考慮したまちづくりの基本方針を確立する。
- (2) 上記に従い、「まちづくりビジョン」を各町（現行 13 町）ごとにつくり、地域の特色を活かしたまちづくりの目標とする。
- (3) 「まちづくりビジョン」によってきめ細かな土地利用、その地域に相応しいまち景観を方向付け実現していくための「地区ルール」、「地区計画」等を進める。
- (4) 「まちづくり協議会」を上記活動の拠点・市民と行政の接点として、情報公開・意見交換の場とする。

2. 都市景観の形成

都市景観は、都市活動・地域生活行為の実態が空間的視覚的に表出された内容とすることができる。これの適正な創出や保全整備は都市環境とその基盤のあり方と密接に結びついている。

従って都市景観について以下のように提言する。

- (1) 景観法に基づいて全市的に適用する景観条例の策定に早急に取り組む。
- (2) 都市景観は優れている景観の保全整備ばかりでは無く、優れた景観の創出形成にも努力を払う。
- (3) 都市景観の保全や整備、創出・形成などのうち優れた取り組みに対する効果ある支援を行ない、その仕組みづくりを積極的に行なう。
- (4) 都市景観と市民生活との関係や影響についての啓発活動を推進する。
- (5) 当面の具体的施策として

- ・景観重視地区を定め、屋外看板・広告塔・ネオンサインその他の掲出物について、一定の規制を講じる。
- ・一般住宅地の狭隘道路等における垣・柵の緑化の促進をさらに図り、併せて電線等の地下埋設化に取り組んで電柱類の撤去を促進し、市街地の風致と安全性を向上させる。
- ・廃棄物集積所については、事業所・共同住宅・一般戸建て住宅とも、収集箇所・工作物は道路側に開放させず、その側面もしくは敷地側に向けて開放して設置するものとする。

3. 身近な地区レベルのまちづくりの推進

- (1) 法政跡地問題を契機に始められた吉祥寺東町地区の住民提案型の地区計画策定申し出の際には、地元住民の要望と行政の考え方と進め方に大きな開きが見られた。このような問題事例の教訓に学び、的確適正な住民支援と協働が行なえる姿勢を確立しその体制を整える。
 - ・民主的な適正手続きで進められた住民提案等については、行政は基本的にこれを受け入れるものとする。
- (2) 三鷹駅北口開発問題のような超高層ビル建設の対策と受入問題については、現行法令の順守ばかりを建設計画の適否判断等において先行させず、現況並びに将来を見据え、地域住民との協議や調和を重視する姿勢を高めて制度の拡充を図る。

§ V 事業効果・環境共生等の視点

1. 効果が見えるまちづくりの推進

- (1) 「事業効果」の測定の尺度は事業目的と事業期間の設定などによって異なるので、コストパフォーマンス重視に傾いた体質は改善する。同様に、「市民の目に見える」事業効果に施策が傾斜し過ぎないように歯止めを掛ける。自治体でなければ採算性を超えて必要な市民サービスの提供が図れない分野も多い。
 - ・駅周辺の道路や施設だけでなく住民にとっては住宅地内の道路が改善されることは事業効果という面では重要である。
- (2) 市に事業推進検証委員会を設置するなど、事業はその事業ごとに、進捗状況に応じて効果を見定め、時間・コスト等の管理、評価を行なう。
- (3) 事業推進検証委員会には市民の参加を考慮する。

2. 環境共生への配慮

- (1) 建物の新・増改築時に「建築物総合環境性能評価（CASBEE）」を取り入れる。
これは特に公共工事には義務付ける。

*CASBEE とは、Comprehensive Assessment System for Building Environmental Efficiency の略で、環境について、建物内の性能・建物外への影響、工事での影響を総合的に判断する指標。

- (2) 緑地・公園、生産緑地等の確保整備目標を具体的、地域ごとに立てて推進に努める。
 - ・緑化等の環境性能向上のために、
 - ①大木・緑化保全の為の実効性ある補助制度を設ける。
 - ②個人住宅は、新築時雨水浸透装置の設置を義務付ける。
 - ③住宅敷地・屋外駐車場等には、高木の植栽を義務付ける。高木の本数は広さに応じて指定する。
 - ・緑被率の向上の具体的な施策の一環として壁面緑化、屋上緑化、境界線・敷地内の緑化支援、伐採制限支援策等を具体化して充実させる。
- (3) 上記（1）・（2）を積極的に取り込んだ計画は施工費などについて助成を図り表彰を行なう。
- (4) 平成 17 年度で一旦終了した“えこらぼ家樂塾”のような市民啓発企画などの復活やそれらのような活動を幅広く多面的に立ち上げる。

3. ユニバーサルデザインの視点の積極的導入

- (1) 市の交通バリアフリー基本計画の適用範囲・圏域を拡大し、全市域にこれを広げることを検討する。
 - ・住宅地内の狭い道路には、車や自転車が猛スピードで走り抜けることがないように適宜ハンプやポールなどでスピードを落とさせることなどの対策を講じる。
 - ・狭い道ほど電柱の地中化を早めて進め、その場所に樹木を植えるなどして見通しの確保や安全性を高め、合わせて狭くて街路樹のない道の緑化に努める。
 - ・各施策は、車椅子利用者などの通行の妨げにならないような配慮を適切に講じる。
- (2) 上記基本計画内容の見直しを適宜行い人間優先・歩行者優先の理念を明確化して、これの実現に努める。
- (3) 市の主要な建物のすべてのバリアフリー化を目指す。
- (4) ムーバス等のコミュニティー交通手段を引き続き拡充整備していく。

- ・ムーバスの空白地域を解消していく。
 - ・ムーバスの利用に当たり高齢者・障害者などは無料とする。
 - ・順次ノンステップバスに代えていく。
- (5) あらゆるレベルのボランティア活動などを以上の施策と有機的に連携協働を図り、その支援が出来るような体制を整える。

1. 地震対策

大地震が発生する確率は今後30年で70%といわれている。武蔵野市には木造住宅地域が広く存在するため、市街地火災を防止するためにも耐震化及び不燃化を促進する必要がある。また、地震発生時においては生命保持（生き延びる）が最優先であり絶対条件である。市民参加による、住民が日常において安心を実感できる避難場所の検証など、災害を想定した備を構築する必要がある。

① 建物倒壊による死傷者の減少に向けた耐震対策の実施について

阪神淡路大震災では、建物倒壊による死者が犠牲者の8割を超え、住宅は25万棟以上が全半壊した。武蔵野市においても建物の耐震化は喫緊の課題であり、補助金制度と合わせた施策の検討を行うなど、集中的に取り組む必要がある。

- ・ 木造住宅の倒壊を防ぐために、耐震化率の目標値を定め耐震化、不燃化を加速させる。また、倒壊の恐れのあるブロック塀の生垣への変更について誘導していく（緑化推進にもつながる）。
- ・ 老朽化マンションの耐震診断、耐震改修工法などについて、安価で信頼できる耐震化について周知指導を行う。

② 行政と市民の協働によるコミュニティにおける自主防災組織の構築について

- ・ 行政主導によるネットワークと自主防災組織化の推進により、コミュニティ主体の防災能力の向上を図る（13町50組織の構築）。

武蔵野市の自主防災組織率は20%と東京都の78%、多摩地域29市町の37%と比較しても極めて低く至急取り組む課題である。

③ 市民参加による避難するための条件整備の検討について

- ・ 避難場所が住民にとって避難できる場所にあるか検証し、無理ならば仮避難所の検討などをおこなう。
- ・ 自分の力で避難できない人（災害弱者）への避難誘導施策を検証する。
- ・ 近隣自治体との避難場所の相互使用など実態に合った条件整備を図る。

④ 駅周辺対策として、吉祥寺、三鷹、武蔵境駅周辺エリアの実態に合った防災計画の策定について

- ・ 駅周辺は災害発生時において、市内外の帰宅困難者の一次避難場所として水、食料等の備品倉庫を備えた「防災公園」とするなど多目的利用として検討する。
- ・ 吉祥寺駅周辺は時間帯により極度な人口集中となるため、防災強化地区として「駅ゾーン」としての耐震計画をすることにより、建物壁やブロック塀の倒壊による死傷者を最小限にすることが期待できる。
- ・ 三鷹駅北口周辺には高層建築物の計画もあり、その動向によってはイ

ンフラが停止した場合などの災害防止対策と人命救助の施策を必要とする。

2. 上水道対策

水は命にかかわる大切な問題である。武蔵野市の水道施設は早い時期に設置されたために老朽化している。市政60周年にあたり、今後計画的に改良し、更新を検討する必要がある。市民への通水を継続しながらの改善は困難を伴うが、安全でおいしい水の確保のためには市民の理解と協力をえて実施する。

- ① 老朽化した配水管の整備と維持管理は計画的に実施する。
- ② 北町と桜堤の浄水場、水源施設や配水池の整備及び改良をする。
- ③ 浄水場相互のバックアップ体制を整え安定的な水の供給をする。
- ④ 今後予測される施設整備の経費については、基金を創設して準備する。

*基金とは

大きな事業をする時に単年度予算では捻出することが出来ない場合や、将来を予測して一定の金額を積み立てたり、基金として設定して、その利子を活用して事業に充てたりする。また、地方債などでまかなう場合もある。例：緑化基金

- ⑤ 安全でおいしい水を供給するための事業内容を市民に分かりやすくPRする。

3. 水害対策

近年多発する集中豪雨による都市型災害は予想される災害であり、効果的な対策が必要である。行政として取り組むべき下水道や貯水槽の複合的整備と家庭における浸透マスの設置などとの一体的な対策が急がれる。

- ① 大小貯水槽および溜め池の整備による抜本的な対策を実施する。
- ② 舗装道路の浸透化対策、および緑化面積の拡大による保水力向上施策を計画的に推進する。
- ③ 家庭における貯水槽および浸透マス設置など、保水力向上に向けた誘導と補助金制度を導入する。
- ④ 水害時に発生する大量のゴミについて、衛生面を考慮しかつ近隣施設との連携を考えた施策を検討する。
- ⑤ 水害時の避難場所についての適正診断を行うとともに、地震の避難場所と分ける必要があるところは、住民の混乱のないよう分かりやすい情報提供をおこなう。

4. 防犯施策の推進

社会環境が変化するなか、組織犯罪、外国人犯罪など犯罪が凶悪複雑化

している。武蔵野市においても刑事犯罪発生件数の増加と検挙数の乖離は拡大傾向にあり、高齢化社会のなかで安心して住めるコミュニティーづくりを進めることは行政と住民の協力が不可欠である。

- ① コミュニティーにおける自治会的組織化による防犯ネットワークの構築について
 - ・一人暮らし、昼間不在住宅等における防犯対策を推進する。
 - ・子供の安全対策として、「子供を守る家（現在ある活動）」等への活動支援により、認知度向上と実効性のあるネットワークの構築を図る。
- ② ブロック塀等の構造物から生垣に変更することにより、死角の少ないまちづくりの推進と補助金制度の充実をおこなう（緑化推進にもつながる）。
- ③ 組織的犯罪の備えのために、行政、警察は犯罪情報等の公開を積極的に行い、住民間の情報の共有による防犯意識の高揚と連携を図る。
- ④ 武蔵野市の事業としての、「街路灯の照度アップによる明るいまちづくりの構築」は18年度で終了するが、住民の個別の要請への対応など、安全、安心なまちの構築を継続する。

5. 住宅施策の総合的推進

武蔵野市の高齢化率は18%超と既に高齢化社会（14%～21%）に入っている。超高齢化社会にならないために若年ファミリー層の定住化誘導施策をすすめる必要がある。武蔵野市の緑豊かな住環境や良好な景観を守りつつ、世代間構成のバランスが取れた活力を維持するためには、個人住宅の問題にも踏み込んだ支援策をすすめる。

- ① これまでの居住環境を受け継いだ、良好・良質の住宅政策への取り組みについて
 - ・マンション等の高層建築物の建設には、既存の住環境への影響に配慮すべき条例を制定する。
 - ・個人住宅の改築・新築相談窓口等、行政として良好な住宅づくりへの積極的関与策の推進を行う。
 - ・住宅地における歩道・街路灯の整備など高齢者や子供が安心して住めるまちづくりの推進をすすめる。
- ② 若年ファミリー層の定住対策に向けた取り組みについて
 - ・都市再生機構などを活用した低家賃賃貸住宅を提供する施策を検討する。
 - ・待機児童の解消など保育園の充実による、子育て世帯が安心して暮らせる支援制度の充実を図る。
 - ・保育園の充実など子育て世代層に魅力を感じられる、地域に定着したコミュニティーを育む図書館など文化的なまちづくりを推進する。
 - ・減税などの税金優遇策を実施する。

「道路ネットワークの整備」及び「円滑な移動環境の整備」

1. 歩行者と自転車が安心して移動できるまちをつくる

= 「調整計画」作成にあたっての基本理念の確立 =

歩行者と自転車の安全で快適な移動のための道路整備を行うことを「道路ネットワーク整備」の中心課題とするよう、施策の方向を根本的に転換すべきものとする。

行政セクション上も従来、道路に関して「人にやさしいみちづくり」事業のみは交通対策課の主管のもとに行われているが、一部署のみの事業ではなく、道路課、まちづくり推進課等道路関連セクションが一体となり、さらに市全体の課題として総合的な施策を推進しなければ、市民の安全ははかれないと考えられる。

「歩行者と自転車の安全で快適なまち」宣言を行うことを目標に努力することが必要であり、これは本分野市民会議の強い要望である。

(1) 従来の道路整備は、「市施行の都市計画道路の整備推進」、「東京都施行の都市計画道路の整備促進」等自動車通行を主体とする計画道路の建設、整備が施策の中心となり、歩行者の移動や自転車の安全な走行をはかるための施策は充分ではなく、その優先順位も低く、予算投入の割合は低いものであった。

しかし、このような自動車通行を主体とする道路づくりは、環境負荷を増大させ、地球温暖化を促進する大きな要因となっていることが自覚されてきた。

また、毎年100万件に及ぶ交通事故を発生させ、100万人を超す膨大な人身事故を生じさせてきた。

自動車交通の便宜性、必要性は認めたい一方で、これに一定の制御を加え、歩行者と自転車の安全のための道路整備を格段に強化しなければならず、これは次期「調整計画」の中心課題の一つである。

(2) 長期計画における道路整備の記載

「長期計画」の「7. 道路ネットワークの整備」では(1)項に「都市計画道路」、(2)項に「都市計画道路」、(3)項も「都市計画道路」が述べられ、(4)項は「外かく環状道路への対応」、(5)項「生活道路の整備」や(6)項「まちづくりの推進」でも、どのような理念で整備、推進を行うかについては触れず、最後に(7)項で「安全・安心な道路づくりを重視し、人にやさしいみちづくり事業などを進めていく」ことが附記されているにすぎない。

(3) 歩行と自転車は市民の交通手段、市民が直面している危険

公共交通機関が発達し、東西6km、南北2kmの比較的狭い武蔵野市において、市民の交通手段は第一に歩行であり、第二に自転車であることは、まぎれもない事実である。

したがって、「7. 道路ネットワークの整備」においても、市民である歩行者と自転車のために安全で快適なネットワークを整備することが市の責務であることを確認し、可及的に早くその実現をはからなければならない。「6. 円滑な移動環境の整備」についても同様である。

このことは、わが国で歩行者や自転車の移動環境は極めて危険な状態におかれており、歩行者、自転車が交通事故に遭遇する危険性が先進国中群を抜いて高いことを考えれば一層切実である。

日本で交通事故死者中に占める歩行者の割合は、30.7% (2005年)であり、アメリカ(10.9%)、フランス(10.5%)の約3倍、スウェーデン、ドイツの約2倍である。歩行者と自転車走行者を合わせた割合(44.2%)は、アメリカ(12.6%)、フランス(13.7%)の3.5倍以上、スウェーデン、ドイツ、イギリスの約2倍であって、異常と言いだす程高い(表1)。

しかも、歩行死者の約6割は自宅から500m以内の地点で発生していることが統計に示されている(図1)。

また、近年大規模道路での事故が減少しているにもかかわらず、生活道路(5.

5 m未満)での事故は4年間で9.2%増加している(図2、添付資料2)。
武蔵野市もこの例外ではありえない。

調整計画では市民の安全と快適を実現し、また環境保全、温暖化防止の課題にも対応するために、市民の移動手段の過半を占める歩行者と自転車走行の安全をはかる道路交通施策を重点的に実施しなければならない。

【表1】

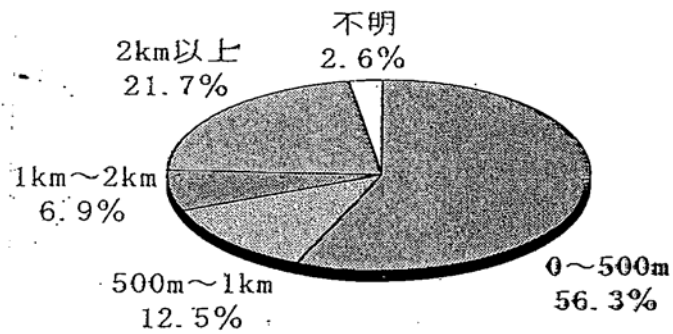
	日本	アメリカ	フランス	スウェーデン	ドイツ	イギリス
人身事故件数	95万2191	190万	8万5390	1万8029	33万9310	21万3043
死者数	8492	4万2636	5530	480	5842	3368
負傷者数	118万1986	278万8000	10万8727	2万6582	44万0126	28万6979
(内)歩行者(A)	2609 (30.7%)	4641 (10.9%)	581 (10.5%)	67 (14.0%)	838 (14.3%)	964 (20.6%)
自転車(B)	1147 (13.5%)	725 (1.7%)	177 (3.2%)	27 (5.6%)	475 (8.1%)	136 (4.0%)
A + B	44.2%	12.6%	13.7%	19.6%	22.4%	24.6%

(スウェーデンは2004年、他は2005年。出典「交通安全白書」平成18年度版)

【図1】歩行者死者の56.3%は、自宅から500m以内で発生している。

＝交通事故歩行者死者数における自宅からの距離別割合＝

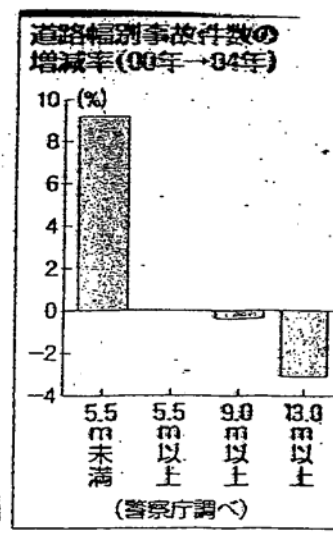
(出典：「道路構造令の解説と運用」第584頁)



【図2】

生活道路（幅5.5m未満）における
交通件数は増加している

(出典：朝日新聞2007年3月3日)



2. 歩行者に安全で快適な道路ネットワークの整備

「人にやさしい道づくり」の構想は、市は管理し、必要とする全ての道において速やかに実現されることが必要であり、「人にやさしい道」以外は「人にやさしくない道」の状態であってはならない。従来の施策は余りにも局地的であり、最近6年間で実施されたのは市内生活道路220kmの1.7%程度にすぎず、予算の配分も極くわずかである。地域的にも一部に限られ、西部地域では一路線も実施されていない。自動車、自転車、歩行者の通行量が比較的多い路線を中心に、全市的に生活道路の標準仕様として「人にやさしい道」の整備を加速すべきである。

(1) 市では、「人にやさしい道づくり」を、前記のとおり長期計画のIV7(7)項にかかげ実施してきた。平成13年～18年の6年間の実績は、5路線、延長3.813km、工事費約3億円である(平成18年10月26日交通対策課提出資料)。

歩行者の安全、快適に配慮した道路政策として評価される。

しかしながら、次のような根本問題があり、次期調整計画の策定にあたって改善しなければならない。

(2) 市内生活道路の実情

現状では市内の殆んど道路は「人にやさしい道」ではない。歩道が設置されていないだけでなく、生活道路の多くの道路でも自動車を優先するための直線的な区画線のみが引かれて、大部分の面積は自動車のために提供されている。生活道路でも、自動車通行の円滑をはかるために歩行者を巾50cm程度の(傾斜のある側溝部を含む)路肩に押しやっている(添付資料1の上段写真)。

「路肩」や「側帯」が車道の効用と自動車の円滑な移動を第一の目的とするものであることは明らか(道路構造令第2条)であって、法令上も歩行者のために設けられたものではなく、実際にも、上記のような区画線は歩行者の安全、快適を害し、むしろ自動車の速度違反を助長していることの方が多い。「路肩

を歩く」ことは市民の感覚に反し、狭い路肩を歩く歩行者は現実には殆んどいない。

(3) 歩行者に安全で快適な道路ネットワークの具体的整備

歩行者に安全で快適なネットワークを整備するために次のような具体的整備を行う。

①歩行者道、自転車道、車道の分離を大原則とし、幅員10～12m程度以上の道路では、できる限り歩道と自転車道を設ける。

十分な幅員をとれない生活道路においても、歩行者優先の原則を明確化し、次のような施策を講ずるべきである。

②歩道設置が可能な道路（幅員8m程度以上）には歩道を設置する。

③その他の生活道路についても、歩行者と自転車を優先する地域市民の道であることを明確に表示し、車道の幅員を法令上可能な最低の幅員（狭窄部3m。道路構造令第5条第5項）に限定し、その余は全て歩行者の移動空間とし、車道との境界に低い縁石を設け、カラー舗装等により区画を明確にする（コミュニティ道路）。

また、花壇の設置、ゴミ置き場の改善等により美しい街並みを形成する。

④一方交通等の導入により通過自動車を極力排除、抑制する。

⑤自動車の制限速度を低速化（20km又は30km）し、機械的測定装置の導入により違反を防止して実効化する。

⑥自動車走行部分は、狭窄部、ハンプ（凸部）、ソフトな静音ハンプ、シケイン（屈曲部）、ボラード（ポール）、植栽等の設置により減速化をはかる（道路構造令第31条の2）

これらの一部は既に「人にやさしい道」で具体化している（添付資料1の下段写真）が、生活道路の標準仕様又は最低基準として市全域に拡大する。

⑦同時に、車イスによる移動も快適にできるように、歩行部分路面の段差や波打ちの解消、不法占拠する路上看板の取り締り、指導の強化、放置自転車の撤去等によりバリアフリー化を推進する。

(4) 「武蔵野市からはじめよう」

上記の問題は、生活道路の移動空間を「自動車を主体とする」従来の姿から、歩行者と自転車を主体とする移動空間に再配分することであり、歴史的にも極めて重要な課題である。この点、日本は世界的にみて著しく遅れているが、市民の生命や身体を守るために、まず「武蔵野市からはじめよう」。

これらの施策は、いつ実現するかもわからない電柱地中化を待つことはできないし、また居住空間を浸食する道路拡張によるべきでもない。

3. 自転車の安全、快適な走行のための道路づくり

武蔵野市のようなコンパクトな都市において、自転車は歩行とともに重要な移動手段である。自転車の利用は環境被害がないクリーンな移動手段として、一層推奨されるべきである。

自転車は市内5 km程度の範囲では誰でも快適に利用できる最適の交通手段であり、また長距離の通勤、通学も健康・環境に好ましい。道路管理者である市は、自転車の安全で快適な走行空間を提供する責務があり、また歩行者との軋轢を予防できるインフラ整備を積極的に推進することが必要である。

(1) 自転車走行については、「6 円滑な移動環境の整備」の(4)項に言及があるが、その観点及び実際の施策は、いずれも十分なものと言えない。

現状では「暴走自転車」による歩行者の人身被害が多発しており、また、自転車走行者が自動車により被害を受ける割合も先進国中際立って多い(表1)。これらの被害を防止するためには、「自転車走行者のマナー向上」を呼びかけることも結構であるが、これでは明らかに不足であり、道路設置者、管理者は基本的に自転車走行のための基盤(インフラ)を整備することが責務であり、また「自転車走行者のルール」を確立して周知させることが必要であるが、現在これは充分行われていない。

(2) 自転車走行の2つの態様と施策

自転車走行の目的と態様は、2種に大別され、これらに対して異なる施策が必要である。

①その一は、通勤、通学等の目的で、長距離を比較的高速（およそ時速15～20km）で走行する態様。

「軽車両」として車道を走行する態様であり、歩道設置の道路でも歩道を走行することは歩行者に対して危険である（添付資料3）。自転車道を設置し、自転車の安全をはからなければならない（道路構造令第10条）。

日本では自転車道の設置が極度に遅れており、先進国のレベルとは格段の差がある。武蔵野市でも同様である。

都市計画道路（12～16～36m）を建設するにあたっては、歩道設置は当然のこととして、自転車道を常備することとする。

新設が予定されている道路では、幅員16mの武3・4・24号線（天文台通り）に自転車道の設置が予定されておらず、適切でない。都と協議し、天文台通りの全長で自転車道を設ける。

自転車道を設置できない既存の大型道路では、自転車レーンを設ける（添付資料4）。ただし、自転車レーンへの駐車禁止を実効化しないと自転車の走行が妨げられて、危険なこともある。また、通勤・通学時等の一定時間帯は駅周辺道路での自動車走行を制限ないし禁止して、自転車レーンとするなどの措置を講ずることが考えられる。

②その二は、幼児連れの移動、買い物、児童や高齢者の自転車走行等で、距離が比較的短く、低速（およそ時速4～5km）で走行する態様。

歩行者との安全な共存が可能な態様であり、歩道走行が妥当である。

ただし、歩道の車道寄り通行、徐行、並進不可、片手運転（携帯電話）禁止等のルールを周知徹底し、学校教育及び社会教育にも取入れ、違反への取締りも行わなければ危険である。

③上記二つの態様とも、自転車レーンが設置されていない生活道路の走行につ

いては、自動車の走行を制限し、また自動車速度を前記のように20～30kmに実効的に抑制することにより自転車走行の安全をはかるべきである。

- (3) 駅周辺の歩道に乱雑に駐輪がなされ、歩行が妨げられる問題が指摘されている。駅直近の高架下又は地下の駐車場設置を促進し、自転車利用の促進と歩行者の安全をはかる施策を講ずる。

また、自転車の乗り捨て、共有システム、例えば市内各地の自転車置場でコインを入れて自転車のロックをはずし、使用後別の自転車置場にロックしてコインを戻す自動デポジット方式等の実験も考えられる。

上記のような基盤整備及び駐輪場設置、「ルール」の確立により、自転車走行に関連する問題を積極的に解決する施策が必要である。

- (4) 武蔵野市の特色として、ムーバスの存在が挙げられるが、ムーバス路線にも遠隔な市民には、停留所までの自転車利用の便宜(駐輪場の設置)をはかる。

また、ムーバスについては早朝、深夜への時間延長により通勤・通学への利用を促進することについて検討の余地があろう。

4. 都市計画道路について

都市計画道路の計画、施行について市民の参加がなされていない。

また、従来「道路ネットワークの整備」について、「都市計画道路」の推進が中心に捉えていた。しかし、自動車移動のための道路建設に重点が偏り過ぎている面があり、再検討が必要である。

- (1) 道路計画について市民の参加が遅れている。

既存の計画道路については、計画段階からの住民参加が充分になされておらず、建設の必要性と影響について市民の納得と同意が得られていたとは思えないものがある。

例えば、3・5・17号線(成蹊通り)について、計画に市民参加がなされ

ず、学校法人の同意が得られず、事業は長期間にわたって1 mも進捗していない。これも、市の独自の方針が先行し、関係市民（法人を含む）の意見と同意を事前に得ていなかったことに原因があると思われる。

都市計画道路の建設には、交通の便宜というプラス面があるとともに、住居の立退き、環境破壊等のマイナス面があり、市民の税金投入とのバランスについても検討が必要である。

上記の例についても、学校周辺の教育環境の悪化、自然環境の破壊となるので、学校法人の同意を得るには相当困難があると思われる。

税金投入が増加する地下化への変更は安易に行うべきでもなく、今後とも実現する可能性の薄いものについては、計画そのものを見直すことも必要であろう。

市民参加によらない都市計画が結局は失敗に終り、税金の無駄遣いをもたらしていることを率直に認め、今後このような手法をとらない教訓とすべきであろう。

既存計画について、上記3・5・17号線以外でも、住民参加によることなく決定されたものが少なくないと思われる。

計画決定から既に長期間（例えば10年）を経て未完成のものについては、その必要性と地域住民への影響を改めて評価し、市民にも周知したうえで存続の有無を市民とともに再検討することが必要であろう。地権者との個別交渉により土地買収できれば推進してよい、というものではない。

今後の都市計画道路計画については、各計画ごとに決定前に必要性和マイナス面双方の情報を市民に全部開示し、市民に周知したうえでの同意を得ることを必須とすべきである。

（2）自動車流入の制御

渋滞の解消は、道路の新設にのみ解決の途を求めのではなく、ナンバー制限（偶数、奇数による走行日の制限）、流入税（渋滞税）の附加、その他の制御（バス以外の大型車制限、重量制限等）を併用する必要がある。これらは、

海外諸都市で既に試みられているところであり、都、国とも協議を進めて、各国の経験もとり入れるべきであろう。

また、道路計画にあたっては、従来のように右肩上りで自動車走行数が増加する予測を前提とするのではなく、人口減少や環境規制の強化等による変動をも予測しなければならない。

(3) 3・3・6号線

都市計画道路のうち最大幅員(36m)を有する3・3・6号線(調布保谷線)については、住宅地を縦断し、多数の住宅が立退きを迫られること、環境悪影響等の懸念から根強い反対がある。都施行の道路であるが、市民との対話を積極的に行うよう都に働きかけることが必要である。

また、建設する場合であっても、車線は往復各1車線とし、環境保護帯の拡大、自転車道又は自転車専用道路の確保、さらには全体幅員の縮小等の検討が必要であると考えられる。

環境予測についても、微粒物質を含めた新たな基準にもとづく予測が改めて必要であろう。

5. 外かく環状道路について

大深度地下計画は、地下水脈への影響、地上に住む住民への影響等の科学的な事前検証を経、かつ「外環その2」の取扱いが検討、決定されるまで、決定を急ぐべきではない。

(1) 大深度地下外環計画

外かく環状道路については、従来の地上部設置計画が住民の反対で凍結され、その後、大深度地下へ変更する手続が検討されている。また、地上部の建設計画である「外環その2」部分は未だ都市計画決定が取消されていない。

また、これらは調布、三鷹、杉並、練馬等の近隣住民への影響も大きく、排気筒を通して大気汚染、大規模インターチェンジによる地域分断、巨額税金の

投入等も問題視され、三鷹市では住民投票を求める法定数を超える署名が既に集められている。

大深度地下「外環」に対する態度は、これら近隣市民の動向をも考慮したうえで決定されるべきである。

(2) 外環その2については、地上部の従来計画が住民の反対で凍結された経緯を考えれば、大深度地下外環へのアクセス道路との名目であっても、従来の「外環」に近い「外環その2」を重ねて地上に建設するのではなく、その計画廃止を含めて、大深度地下外環と同様に市民参加による十分な討論を経て決定されるべきである。大深度地下外環計画のみを先行決定すべきではない。

添付資料

1. (上)生活道路部分において、自動車走行を主体とする直線的な区画線を設け、歩行者を50cm程度の路肩に押し込めている生活道路の例（市道115号線）
(下)道路構造令第5条第5項により、車道幅を狭窄部3m程度に限定し、全域で歩行者の空間を拡大した例（市道150号線）
2. 「生活道路・潜む事故」（朝日新聞、2007年3月3日）
3. 「自転車論争・車道？歩道？道路誰のため？脱クルマにも発展」（朝日新聞、2007年2月9日夕刊）
4. 「自転車、一方通行に。歩行者とすみわけ」（朝日新聞、2007年2月27日、都内ローカル面）

添付資料 1

(上) 生活道路部分において、自動車走行を主体とする直線的な区画線を設け、歩行者を50cm程度の路肩に押し込めている生活道路の例（市道115号線）



(下) 道路構造令第5条第5項により、車道幅を狭窄部3m程度に限定し、全域で歩行者の空間を拡大した例（市道150号線）



下水道整備に関する提言

都市型水害を無くし市民の安心・安全を守る施策を確実に推進する。

平成17年9月4日夜総雨量185ミリ、時間最大雨量96ミリ、市内9箇所
で床上浸水78軒(北町48軒)、最大浸水度150センチ、溢水量約1.1万トン
の被害が発生した。市の面積1073haのうち641haが善福寺川排水区を利用
している。市下水道から善福寺川への吐口は6.4平方メートル(最大7万トン/時
の排水量)、排水区の総配管容量約5万トンでここに大量の降雨があると雨水(下
水道への雨水流入率を50%としても)が排水しきれず低部地区に溢れた典型的
都市型水害であった。

市は緊急対策として計700トンの貯留浸透施設を完成させた外、水害被害改
善計画を纏めた。その骨子は降雨量50ミリ/時までを下水道、10ミリ/時を貯
留浸透施設で対応するもので70,100ミリには対応出来ない。

速やかな改善計画の実施を求めるとともに以下項目を追加する事を提言するも
のである。

- 1：下水道への負担軽減の為、浸透性道路も含め雨水の地下への浸透を計る。
- 2：排水能力不足への対応として①善福寺川への吐口を広げる。
 - ②下水配管を大きくし排水能力を向上する。
 - ③善福寺川排水区を縮小する。又はバイパスを造り負担を軽減する。
 - ④下水本管の流れを良くするため、曲がり減らす。
 - ⑤排水能力不足を吸収する大型貯留施設の新設。
- 3：現排水管の老朽対策も含めた分流式下水道の完成目標を計画設定する。
- 4：善福寺川の拡幅、環七地下調整槽(4.5キロメートル)の延長、を推進する為、関係区市に働きかける。

吉祥寺圏の整備

0. 全般について

①圏域の分け方について

武蔵野市全般をどのような地域特性・地域環境に分けて整備していくか。従来のような駅圏単位のみではなく、例えば用途地域別等での把握も考えられる。大きな市勢の流れは、時代と共に変わっていくものであるから、現在の分け方に固執することなく、前進するには常に別の面からの考察が必要である。

②「景観条例」の制定

全市的に「景観法」に基づく「景観条例」を成るべく速やかに纏め制定する。特に「まちづくり条例」「地区計画」等の関連規約類との上下関係、整合性を図る。

③施設の均衡ある配置

商工業等の業務空間、住宅等の生活空間、農業等の生産用地、公園緑地等のオープンスペース、学校・役所・病院・介護施設その他の公益施設空間等は、地域特性を生かし、全市的に均衡ある配置となるよう考慮する。

④用途地域の絶対高さ制限

武蔵野市の「上質でユニークな総合的景観と生活」を守る為に、「第2種・第3種高度地区及び商業地域」にも高さ限度の規制を設ける。特に低層住居の環境を守る為「低層住居専用地域」に隣接・近接している地域は、12m～18m程度とし、それ以外についても関係周辺住民の意向を尊重し、地域特性に応じて決める。「景観条例」「地区計画」「まちづくり条例」等の制定によって推進させる。

⑤用途地域の指定の見直し

用途地域の指定は土地（建物）の利用目的が変更された場合は、原則として周辺環境との調和を図り地域指定を見直す。特に住居地域内若しくは住居地域に隣接、近接している大規模用地には、見直しの原則を盛り込む。

⑥公共用土地取得

公共用土地の取得は、機会を逃がさず早めに取得すべきである。

⑦「まちづくり協議会」

地域ごとに「まちづくり協議会」の設置・運営等の支援体制を創る。「まちづくり協議会」は独立した機構として、コミセン、地元の学校その他公的機関等との連携協働を図る。

⑧電線の地中化

電線の地中化は、住宅地も優先されて実施されるべきである。住宅街は一般に道の幅員が狭く、電信柱によって通行できなくなる比率が大きいので、地中化の効果は大きい。

⑨その他

- ・周辺隣接自治体と連携し、まちの連続性と調和を図る。
- ・「上質でユニークな総合的景観」を守る為の個人や組織体等の費用について

は、市は応分の負担をする。

1. グランドデザインに基づくまちづくり

(1) 「吉祥寺グランドデザイン」について

「吉祥寺グランドデザイン」は「商業の活性化が中心」として議論され纏められた経緯がある。従って商業施設やその利用、また商業活動に関わる施策が主体となっている。同時に「まちづくり」についても将来を見据えた重要な諸施策が述べられているが、残念ながら市民の姿が見えてこない。そこで「都市基盤」の施策としては、更に市民の目線で、市民にとって安全で有意義な潤いのある都市生活の場を目指す総合的な視点にたって実行していく必要がある。

吉祥寺の目指す「まちのたたづまい」

① コミュニケーションのあるまち

吉祥寺のまちに登場する市民は、買物、飲食のみではなく、人とのふれあい、コミュニケーションや歩く事自体をも目的としており、それにより生きがい、楽しさ、社会生活の勉強や知恵、社会のありよう等など沢山の事を体験する。まちを歩けば他人の様相に触れたり、ショウウインドウを覗いたりして、心が広がっていく。これがまちを歩く楽しさであり、コミュニケーションであり、豊さである。この市民の行動に相応しいまちが吉祥寺である。

② 若者と高齢者がともに楽しめるまち

最近の吉祥寺は商店街の半径が少し長くなってきて、中心円と外心円の二重構造になって来ている。中心円は高齢者が、外心円は若年層の溜まり場となってきた。全体的なバランスをとる必要がある。

③ 文化と品格のあるまち

吉祥寺は江戸時代の門前町の移転以来、寺院と密接に関係しながら共に発展してきた。これは現在でも市の貴重な文化遺産として位置づけられるものであり、吉祥寺のまちの骨格ともなっている。

また専門店、大型店、公園、住宅街が共存共栄できる構図を持つ吉祥寺は、刺激を求める非日常的な新宿等とははっきりと差別された安らぎ、落ち着き、楽しさを求め、快適で美しい日常的なまちを目指す。緑の環境、建物の形・色等にも配慮が必要である。

④ 関係者の協力

まちづくりには広い市民の協力が必要である。一般市民、商業者は勿論だが、相続税、固定資産税等租税にも課題が多く、特に権利関係者の協力を望む。前述のように、寺院は文化的資産であると同時に、この街の有力な地主でもある。まちづくりのためには、市と寺院の密接な交流が必要である。

(2) 吉祥寺の象徴的な中心拠点として「ヘソ」の設置

市民の安らぎとまちの魅力を高める為に、象徴的な中心拠点「ヘソ」を設ける。

「ヘソ」は、FFビルとその南側を一体とし、400㎡程度の広場を造る。FFビル1階の利用・改造等も考慮し緑と水にモニュメントを配し象徴的な中心拠点と

する。この広場より南へ JR 駅まで（ハモニカ横丁も含む）街路を整備する。（これらは早期に景観形成広場・街路とする）また市民の回遊の小拠点として本町 C.C.、公会堂、東急百貨店西側附近の 3 ヲ所に憩いの場を設ける。

（3）景観条例の制定

中心部の整備は、街が一体となって進める必要があるが、それには建物（施設）の連続性、高さ、形、色、外壁の位置・質感や道路の状況、広告・形象物などなど広範囲に亘る。また地区別や細かくは街角別まで範囲も区画である。これらを一本に纏めるためにも、「景観法」に基く「景観条例」の早期の制定が必要である。

2. 吉祥寺中心部の主要な整備計画

主要な整備は何れも、時間、費用、労力の必要な計画であるが、実現の為に、兎に角すぐにでも動き出すのが肝要である。そのために直ちに取り組むべき当面計画と、最終的な将来計画との両面から検討し、期間と予算を決める。期間は人の加齢、寿命を考慮し、長くとも 10 年の単位で一応の目標の成果を享受したい。更に最終計画は 25 年以下（1/4 世紀）で区切るべきである。計画当初から長期間に亘る計画は、10 年毎に「実行性」を再検討する。

①ハモニカ横丁の整備

防災・衛生面の確保と向上を図り、独特の商業空間・施設として地域的商業資産として考慮しながら、権利関係者、専門家、市民により早急に計画を立てる。時間が経つ程やり難くなる。3 年で方向性を決め、年次計画をつくり予算を立てる。プロジェクトチームを発足させ、完成目標は 10 年とする。

②南口広場の整備

現在の都市計画決定された 1,900 m²の「交通広場」は当面完成目標を 10 年とする。交通広場だけでなく、井の頭通りとパークロードに挟まれた全体として 5,500 m²の総合的南口駅前広場計画を検討し、完成目標を 25 年後とする。

北口整備では F F ビルを立ち退き商店の代替地として確保したが、この南口では市公会堂の建替え時の利用等も考えられる。

③駅南北通路の整備

当面は現通路の改造で賄う。ロンロン入口附近から京王線出口への現通路を成るべく真っ直ぐにし幅員を広げる。天井高は変えられないが、全体としては今より大分使い易くなる。この目標を 5 年として、とにかく一応の成果をあげる。最終計画としてきちんとした計画案を作るには駅ビルの大改装が必要であり、目標は 15 年とする。これらの計画を策定・実施するためには、JR・京王との密接な交流をはかる。

3. セントラル吉祥寺（中央地区）

お寺が吉祥寺の文化財として将来に亘っても立派に残るよう計画を進める。寺域内では、商業地域として高密度の施設集積を誰も望んでいない筈である。

「風致地区」「特別用途地区」「景観形成地区」として文化財・緑環境を護り、地域に親しみと潤いを与えるよう整備する。

4. イースト吉祥寺（東部地区）

イースト地区は東と西側では大分様相が異なる。とくに東側の近隣商業、一種住居地域については商業の活性化もあまり望まれないので、現状に合わせ医療・介護・健康施設を中心としシアター文化を交えた中層集合住宅地域とするのが望ましい。ファミリー層の誘致にも繋がる。

5. 吉祥寺駅周辺の交通対策

①人・自転車・車の通行分離

人・自転車・車相互の安全の為、3者分離を図るが、特に自転車レーン（曜日・時間帯）の設置が急務である。現状では道路面積が不足しているが、面積を増やすには、長期計画が必要であり、短期的には実質無理である。一方通行、乗入れ等の車制限（曜日・時間帯）は最早止むを得ない。

また北口広場に地下駐輪場を設ける。3年で全体計画をつくり、その後は年次計画で予算を計上し、全竣工目標を10年とする。また現在の駐車施設は駐輪場に転用する。

②乗用車の制限

駅より半径100m程の圏域は公共輸送手段(バス)を除いて、乗用車の原則乗入れ禁止(曜日・時間帯)とする。

6. 外かく環状道路

下記①、②の2つの意見が出されたが、内部討議では①案が多数意見であった。

①高速部は大深度地下で都市計画決定がなされようとしている。元来深部地下水等の環境影響評価は非常に難しいが、今回は特に杜撰で調査不足である。更に首都圏或は全国的交通ネットワークによって成り立っている現在の車社会を見れば、社会経済的にも自然環境的にも、外環の有用性は望めない。また地上部「その2」計画は未だそのまま残っているが、地上部の生活環境・自然環境破壊に繋がるものであり、経済的にも無駄の多いものである。そもそも安全性向上・環境への負荷軽減等は確実な科学的知見があるわけではない。この際、車社会についての反省と、将来の社会・経済への展望とを深く考察し、地下・地上とも廃止されるのが望ましい。

②南北に通ずる道路は周辺道路の渋滞の緩和、その結果排気ガスによる環境悪化及び交通事故の減少等の効果も期待される点からも、外環道路の建設には賛成である。ただし、防災対策、地下水までを含む環境アセスメントを充分に行うことが必須条件である。

7. 周辺住宅地域の環境について

- ①生活道路の改良・緑化等と電線地中化が特に遅れている。これらは全市的な施策でもあるので、全体の進捗度を含めて、早い推進を望む。
- ②「ふるさと吉祥寺」に相応しいまちづくりを目指し、緑地、安心、安全、人にやさしく、住み易い品格のある街の環境を維持する為に、「まちづくり条例」を設定する。またミニ開発、乱開発等は規制する。
- ③「成蹊通り」より東側地域の吉祥寺都心部を取り巻く住宅地は、殆ど第1種低層住居専用地域であり、建物高は10mで抑えられている。この低層住居専用地域の海の中に、一部第1種中高層住居専用地域が浮かんでいる。
(容積率は2~4倍、高さ制限は日影、北側斜線以外原則的に無い) この地域指定は、ある特定用途の施設の為に認められたものであり、用途が変われば当然用途地域種別は再検討されるべきであり、また周辺の低層住居地域の環境も守られるべきである。

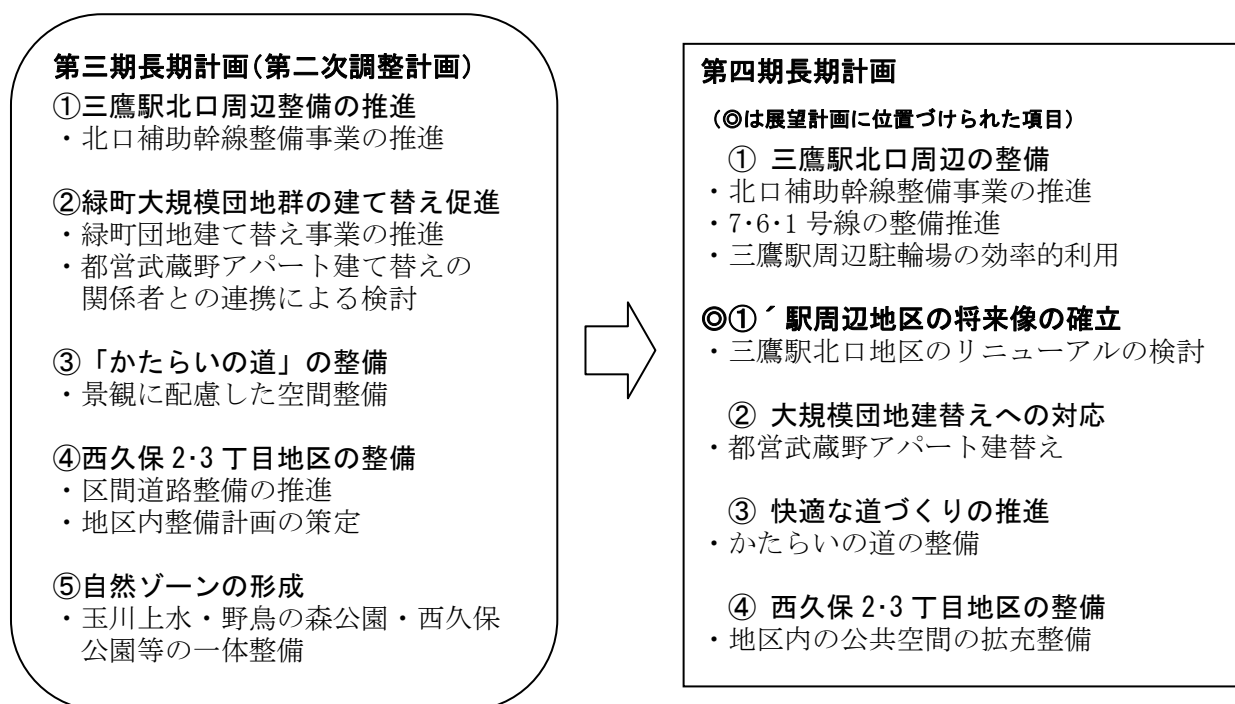
中央圏の整備に対する提言

1. 基本的考え方

1) 長期計画における中央圏の位置づけ

中央圏の整備については、第三期長期計画（第二次調整計画）から第四期長期計画へ以下の流れで進められている。

4つの施策の大部分は実行計画が進行中である。「かたらいの道整備」等の整備も進み、展望計画に位置づけられているのは、「**駅周辺地区の将来像の確立**」のみである。



2) 第四期長期計画策定後の状況の変化と計画の視点

中央圏には、長期計画に位置づけられている4つの機能が集積している。低・未利用地が散在し、大きく変貌を遂げる可能性を秘めながら、まちのビジョンづくりの優先度は吉祥寺圏、武蔵境圏に比べ低かったが、この数年でまちの骨格に大きく影響を与える高層ツインビルの計画が進行中である。長期計画策定後に動き出したこのビル計画は、今年度9月着工し、展望計画が始まる平成22年3月に竣工する予定である。この案件に対する対応として、市では15の提案を行っているが、あくまでも法を遵守した民間の開発であるため、次のような課題は、積み残しとなる可能性が高い。

(1) 緑豊かでフラットな特質をもった三鷹駅周辺の景観に与える負の影響

道を隔てた2宅地に建つ高層ビルは、北口駅前の商業地域のほぼ中央に立地し、三鷹駅前の景観的に与える影響は大きい。また、中央線沿線では、複数の100m以上の高層ビルの計画があり、駅周辺のスカイラインが無秩序に開発される恐れがある。

(2) 周囲との一体性のない孤立した計画の進行

市では、大規模なビル開発に対して高度利用化をすすめている。しかし、機能面でまちづくりに寄与しても、街との調和や都市デザインの質の面では、地区計画や景観ガイドラインなしには、一体性のない孤立した計画となりがちである。

(3) 日照や風象など周囲への環境的な影響への対策

日照や緑地の面では、高層化は一つの答えであるが、ビル風や電波障害など、隣接する居住系の地域への配慮や対策も必要である。

(4) 高層集合住宅に対する行政としての対応の整理

先進国の趨勢である住宅の高層化に対して、居住者の孤立化や災害への脆弱性による高層マンション否定の動きがある。また、今回のビル計画で数百世帯の居住者が一気に増加することによる交通問題やごみなど環境負荷の軽減、様々なインフラ、行政サービスの対応についても、このビル計画だけではなく今後を見据えて整理する必要がある。

2. 施策の体系

1) 基本施策に対する提言

提言：三鷹駅北口地区の再整備に関して、グランドデザイン策定に向けた調査・検討に早急に着手する。

前記の理由から展望計画期間に位置づけられている「三鷹駅北口地区の再整備方針の確立」を前倒しし、早期に着手することを提言する。中央圏のグランドデザインは緊急性を要する。

現在進行中のビル計画に限らず、大規模で将来まちのストックとなり、市民にとってもそれなりに愛着を持たれるシンボル施設となるためには、こういう機能を取り込むべきであるとか、デザインや色彩でこのように地域らしさを出すべきである、隣接地区の開発をこんな風にすべきではないか、と言ったような次善の策となる前向きの提案を行うべきである。

2) 対象地区

対象地区としては、中央通りを中心として、北口から水道道路に至る中町1丁目の商業地域と準工業地域とし、市管理の土地及び道路を中心に、大型開発との調整を図り武蔵野市の玄関に相応しい都市空間を誘導、創出する。

※対象地区と隣接地区の境界部分のまちづくりについても考慮する必要がある。

3) 具体的施策（案）

・都市デザインガイドラインの策定

三鷹駅北口には、ITや外食産業の本社ビル等が立地し、業務ビルの建設もすすんでいる。今後も拡大するオフィスビルと商業、集合住宅が調和した良好な都市景観を形成できるよう、景観デザインのガイドラインを策定する。ビルの高さについても検討する必要がある。

- ・ **武蔵野ブルバール：緑豊かな武蔵野の顔となる大通り。**

三鷹駅北口ロータリーからみどりが連続する中央通りは、武蔵野警察署前まで市の管理の道路であるが駐輪帯により狭められている。周辺の開発で駐輪場を確保することによりこの道をみどりゆたかなシンボルロードとして整備する。

- ・ **世界連邦平和像を生かした街づくり**

武蔵野市の行政関連施設をはじめ、芸術・文化スポーツ諸施設、通信・制御機器などの精密企業や病院・保険・高齢者・子育て支援などの諸施設が集中する中央圏は、武蔵野市政の推移を表象しており、非核都市宣言の街の顔である。三鷹駅玄関口に立っている「世界連邦平和像」をクローズアップして生かした街づくりを行う。

- ・ **駅前広場の交通動線計画：歩行者の安全な移動空間の実現**

三鷹駅北口では、朝夕の歩行者と自動車の動線の輻そうの緩和が課題である。

本市民会議では、南口のデッキのような整備には反対の意見が多数であったが、今後利用者数の増加も予想されるため、今の景観を活かしながら、車と人の動線を切り離し、特にバスを下車した人の動線を重点的に検討することは必須である。

※駅前に予定されている高層住宅の開発との連携も考慮する。

- ・ **文化の道ネットワーク：文化とみどりを繋ぐネットワークの整備**

「かたらいの道」整備の実績を生かし、駅から放射状に伸びる歩行者優先の道の整備をすすめる。(駅を中心に南にも展開)

※現在進行中の都市計画道路 7・6・1 号線事業も含め駅の南側にも延伸し、三鷹市との共同事業も行う。

- ・ **市営駐輪場の有効活用計画**

現在平面の駐輪場として使われている市所有の土地を中央圏の将来像にあった形で活用する。

(cf. P F Iにより、この周辺に増加が見込まれる若年ファミリー層が使えるコミュニティ施設や子育て支援施設を整備するなど。)

武蔵境圏の整備

武蔵境圏には亜細亜大学や獣医大学、近隣には ICU や神学大学、法政大学などもあり、未来を担う若者を育むまちとしての特性を持っています。また、玉川上水、仙川などの水辺環境や本村公園の樹林、境南通りの櫟並木や桜並木など、水と緑と花に恵まれた閑静な住宅地と身近な商店街のあるのどかなまちです。

しかし、一方では中央線と西武多摩川線の連続立体交差事業の進捗により、まちは大きく変貌しようとしています。

〔Ⅰ〕 緊急を要する課題

- 1) JR・西武などの鉄道高架化に伴う問題
 - ・ 北口駅前広場の整備
 - ・ 線路北側の側道の整備
 - ・ 高架下の有効利用
- 2) 郵政省などの跡地利用問題
- 3) 道路の問題
- 4) 境・境南町東部地区のコミセン空白地域問題

〔Ⅱ〕 中長期的な課題

- 1) 武蔵野プレイス問題
- 2) 公共施設の再編問題
- 3) 水辺環境の整備

〔Ⅲ〕 中長期的な展望に基づくまちづくりについて

[I] 緊急を要する課題

1) JR・西武などの鉄道高架化に伴う課題

鉄道の高架化事業は、三鷹・国分寺間の下り線が、予定では19年3月末頃までに高架化され、20年度の秋晩くには上り線が高架化されることになっていて、駅舎の形なども一部姿を表し始めていますが、線路北側の側道の建設や駅前広場の整備などはこれからであり、高架下の有効な利用などまちづくりの課題は多く、南北を一体的に考えたまちづくりプランを市民参加で早急につくる必要があります。

2) 郵政省などの跡地利用問題

郵政宿舎跡地で始まっている規模の大きな開発では、今まであった大きな樹木が全部切り倒されるなど環境の激変が近隣住民に不安を与えています。行政から近隣住民への情報開示はできる限り早期に行うことが強く望まれます。また、武蔵境圏に残されている武蔵野市最後の緑資源の保全は緊急を要します。特にこれまで国に守られて発展してきた公共性の高い企業(東電、JR、郵政、JT、JA、NTT、メガバンクなど)についてはその所有地売却の際の事前公表を義務付け、勝手に売却できないよう法律制定を国に働きかけることが必要です。また、民間の緑が失われる大きな原因として相続税の問題があり、これも国全体の施策と大きくかかわってくる課題ですが、最小限でも緑地保全法の改正などにより国も地方自治体も緑地の保全に本腰を入れる必要があります。さしあたっては、武蔵野市では19年度に緑の基本計画の見直しが行われるので、その中で緑資源の現状をしっかりと認識し、現状に即した施策の展開が望まれます。

3) 道路問題

立体化に伴い、武蔵境圏の自動車交通の増加、これに伴う交通公害、交通事故等のマイナス面が懸念され、抜本的な施策が緊急に求められます。

・市道291，292号線等新設道路

歩行者の安全を守るために歩道の設置はぜひとも必要であり、歩道を造れない場合でも、近隣住民の意見に十分耳を傾け、少なくとも車のスピードを落とさせるためのハンプやポール、花壇の設置など住民の英知と工夫で歩行者の安全を守り、また駐車によって歩行が妨げられないようにすべきです。(道路の項参照)

・生活道路を歩行者主体の安全な道に

武蔵境圏では、他の地域と比べても、歩行者の安全を守る施策が劣っています。現状では生活道路に車や自転車が高速で進入してくるので危険です。

「人にやさしい道づくり」を多く導入し、通過車両の排除、抑制、速度制限、歩行区画の拡大、カラー舗装、車道区間の縮小、ポール、花壇の設置等の工夫を組み合わせ、生活道路を歩行者主体の安全な道とするべきです。(道路の項参照)

・天文台通り都市計画道路

近年の歩行者と自転車、自動車と自転車の衝突事故の急増を考えると、自転車専用レーンを造るべきです。(道路の項参照) 天文台近くに最近造られた自転車レーン(三鷹市)の効果についても参考にし、検証する必要があります。

・都道：武3・3・6号線(調布保谷線)

沿道住民の間に健康被害と住環境の悪化を懸念し、根強い反対意見がある中で東京都による用地買収が進められていますが、都が道路の必要性の一つとしてあげている「南北交通の渋滞の解消」について沿道六市住民の「道路を考える会」が独自に調査を行ったところ、以下のようなことが分かりました。

- ① 測定総延長距離(延べ)257kmの85%に相当する219kmの区間で「平均時速32km/h」で走ることができた。
- ② 東京都が渋滞とする「平均時速20km/h未満」は測定総延長距離の15%にあたる38kmの区間に過ぎなかった。
- ③ したがって、これらの時間的・部分的渋滞は現道の整備、鉄道の高架化、交差点・バス停などの改善、交通行政などによって、十分に解消できるものです。
- ④ しかし、現実問題としてどんどん事業が進められている都道：武3・3・6号線(調布保谷線)は、車線の数を4車線ではなく、交通量を抑制し、流れもコントロールしやすい幅広の2車線として供用し、残りの車線分は自転車専用レーンなど「人と環境にやさしいまちづくり」のために使うべきと考えます。また、環境施設帯については、副道は必要最低限にして武蔵野市を南北に貫く一大グリーンベルトを形成すべきです。

4) 境・境南町東部地区のコミセン空白地域問題

境の東部地域である境1丁目3丁目にはこの数年に富士コンクリート跡地、ゴルフ練習場跡地などに多数の戸建て住宅が建てられ、人口も増えていますが住民が気軽に集まれるコミセンはありません。この地域のコミセンは境地区では西部コミセン、境南地区では境南コミセンとなっていますが、いずれも西のほうに偏っているため、中央線をはさんだ境と境南町の東部地域にいわばコミセンの空白地域が生じています。コミュニティづくりの拠点としてコミセンの果たす役割が重大であることを考えると、人口増など様々な社会的変化に応じてコミセンの設置が必要な地域には何らかの方策を講じて、コミュニティづくりを支援する必要があるものと考えられます。

[II] 時間をかけて十分な合意形成を図るべき課題

1) 武蔵野プレイスと西部図書館

今後の税込減、上下水道の保全や水害防止のために必要な施設の建設、学校の建て替えや、老朽化あるいは耐震性などが心配される公共施設に必要な出費などを考えると、必要以上に規模の大きい、あるいはぜいたくないいわゆるハコモノの建設は慎重にすべきであり、プレイスについてもできる限り無駄を省いて、市民にとって使い勝手の良い拠点とすべきと考えます。その意味で、プレイスの地下3階に作られる予定の駐車場については、交通至便の立地から考えて、ごく少数の障害者用と業務用の駐車スペースを除いては不要と考えられます。(現設計では29台分)一方、西部図書館は子供連れの親や高齢者の利用率も高く、地域の図書館として残してほしいとの声が強いです。また、武蔵野市全体で図書館が3館しかないというのは少なすぎるので、その意味からも西部図書館は存続させるべきではないでしょうか。

2) 公共施設の再編問題

現在、武蔵境駅圏にある公共施設としては、スイングビル(ホール)、市民会館、西部図書館があり、このほかに現在専門家会議によって検討されている駅南口に建設予定の武蔵野プレイス(仮称)があります。武蔵野プレイスは、図書館機能を中心に生涯学習機能を加えた知的創造の拠点と位置づけられ、図書館施設のほかに地下2階の多目的スタジオ、音楽スタジオやプレイスペース、3階には市民オフィス、フォーラムスペースなども設けられる予定となっています。プレイス、スイング、市民会館の三つの公共施設の間に機能の重複がみられるので、「武蔵野市第四期基本構想・長期計画」の中では、市民

会館は「コミュニティセンターや貸し出し専門の市民施設への転用も含め、新たなあり方を探る必要がある。」(P.72)と述べられています。これに対し市民会館の利用者の間には強い反対の声が上がっています。「新たなあり方を探るために」は市民参加で十分な話し合いを行うことが必要です。

3) 水辺環境の整備

玉川上水、仙川など市内を流れる川がありながら、市民が水に触れられる環境として整備がされていない。「仙川リメイク」などの施策をより強力で押し進めて水に親しめる自然の環境(小魚、ザリガニ、蛙、アメンボなどが生息できる)を整えるべきではないでしょうか。

[Ⅲ] 中長期的な展望に基づくまちづくりについて

武蔵境駅圏、桜堤圏、境圏、境南町圏では抱えている課題も違うので、それぞれの地域でまちづくり協議会を設け、地域の英知と力、要望などを集めてコミセン運営協議会とも連携して、将来のまちづくりプランをつくり上げていくことがのぞまれます。

提言書資料編

1. 討議経過
2. 市民会議議事メモ(全 15 回)
3. テーマ別分類表
4. グループワーク提案資料
5. 市民会議基本ルール
6. 市民会議傍聴規則
7. 市民会議委員名簿
8. 事務局名簿

資料作成協力: 武蔵野大学環境学科住環境専攻水谷俊博研究室

討議経過

回	日 時	内 容
1	9月9日(土) 15時30分～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民委員、学識委員、市職員自己紹介 ・ 会議の進め方、基本ルール、公開方法、など
2	9月28日(木) 18時30分～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「基礎データ集」の説明 ・ 長期計画・都市基盤分野の説明(担当課長)
3	10月13日(金) 18時30分～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期計画・都市基盤分野の説明(担当課長)
4	10月26日(木) 18時30分～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各市民委員からのテーマ発表
5	11月17日(金) 18時30分～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各市民委員からのテーマ発表 ・ 今後の進め方について
6	11月30日(木) 18時30分～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の進め方について(全体討論)
7	12月14日(木) 18時30分～	<ul style="list-style-type: none"> ・ グループ討議 (テーマ:道路ネットワークと上下水道)
8	12月26日(火) 18時30分～	<ul style="list-style-type: none"> ・ グループ討議 (テーマ:防災・防犯と住宅施策)
9	1月11日(木) 18時30分～	<ul style="list-style-type: none"> ・ グループ討議(テーマ:参加と連携によるまちづくりの推進、地域ごとの特色あるまちづくり、事業効果・環境共生等の視点)
10	1月26日(金) 18時30分～	<ul style="list-style-type: none"> ・ グループ討議(テーマ:圏域毎のまちづくり) 吉祥寺圏・中央圏・武蔵境圏
11	2月8日(木) 18時30分～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提言書のまとめ方について
12	2月19日(月) 18時30分～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提言書の構成について
13	3月2日(金) 18時30分～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提言書の構成について
14	3月13日(火) 18時30分～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提言書「第1稿」の検討 ・ 策定委員の選出
15	3月29日(木) 18時30分～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提言書の最終まとめ

第1回 武蔵野市第四期長期計画調整計画都市基盤分野市民会議（概要）			
日 時	平成18年9月9日（土） 15:30～18:00	記録者 【WS】	ワーキングスタッフ (Bグループ)
会議出席者	市民委員20名 傍聴者1名 学識委員 1名 市職員12名（WS8名）		
<p>■ 配布資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回都市基盤分野市民会議次第 ・ 武蔵野都市計画図 ・ 武蔵野市都市マスタープラン+概要版 ・ 武蔵野市都市計画概要 2005 ・ 武蔵野市交通バリアフリー基本構想（概要版） ・ 武蔵野市第二次住宅マスタープラン（2001～2010） ・ 第2次武蔵野市市民交通計画 ・ 平成17年度 水道事業年報 ・ 武蔵野市第四期長期計画調整計画市民会議傍聴規則（たたき台） ・ 市民会議基本ルール（たたき台） ・ 武蔵野市第四期長期計画都市基盤分野市民会議ロードマップ（案） ・ 都市基盤分野市民会議 会議日程（案）（原則、木曜日と金曜日パターン） <p>■ 進行内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 会議内容の記録、会議状況の撮影について ② 学識委員の挨拶（水谷俊博氏・武蔵野大学講師） ③ 市民会議の公開について ④ 市民会議傍聴規則について ⑤ 市民委員の自己紹介 ⑥ 市職員（事務局）の紹介 ⑦ 会議録の開示・非開示について ⑧ 調整計画策定委員会（平成19年4月設置予定）への委員選出について ⑨ 市民会議の基本ルールについて ⑩ 会議に進め方について 			

■ 会議内容

① 会議内容の記録、会議状況の撮影について

異議なく了承。

② 学識委員の挨拶 (省略)

③ 市民会議の公開について

市民の思いを語る場であること、利害関係が発生する場合でも双方が平等に発言や意見聴取を受けるべき等の事由から、原則公開とする。

④ 市民会議傍聴規則について

傍聴に際し、偏ったグループが徒党を組んだり、勝手に発言を繰り返されると市民会議が本末転倒してしまうので、一定の規則は必要であるが、堅苦しい行政用語ではなく、市民の用語を用いたものとするため、清本委員と石黒委員で原案を校正して会議に諮る。

⑤ 市民委員の自己紹介 (省略)

⑥ 市職員(事務局)の紹介 (省略)

⑦ 会議録の開示・非開示について

ア. 原則、発言者名を入れて全文録と概要版を作成する。

用語に不適切なものがあっても、それは委員の自己責任において発せられたものとして、そのまま記録する。委員が議事録からの記録削除を求める場合は、委員会で修正提案する。

イ. 開示の方法は、市ホームページ、市政資料コーナー等が想定される。

「一般市民用会議録(一定の修正をかけた概要版)」の作成等市民への伝え方にアイデアが必要である。

ウ. WSメモによる会議の要約は、次回委員会で配布する。

⑧ 調整計画策定委員会(平成19年4月設置予定)への委員選出について

時期を見て、1名市民会議から選出する。

⑨ 市民会議の基本ルールについて

ア. 「財政計画との整合性は図らない」の意図について

市民会議は、市政全般について大局的な意見を求められていること、及び財政状況に固執せずに活発な意見が求められていることから記載された

ものであるが、削除してもいいのではないか。

イ. 「合意の形成に向けてお互い努力する」の意図について

活発な議論の中で、委員会として無理に意見の一本化（合意）を図る必要はなく、報告書には双方の意見を尊重して併記することとする。

ウ. 委員がバランス良く発言することは難しいので、検討議題に応じ、グループワーク化することが効率的である。

エ. 会議の開始、終了を明確にして、効率的に進めてほしい。

⑩ 会議に進め方について

2回から5回まで、基礎データ・基本構想の説明等、市側からの説明が多く、委員による意見交換の時間が少なくなってしまうので、1～2回で集中的にレクチャーするとか、回毎に30分間なら30分と説明時間を区切って市民会議に入る等、臨機応変な対応を事務局に求める。

会議日程については、了承。

別途、事務局から開催通知を配布する。

(次回日程：9月28日(木) 18:30～20:30 6F601会議室)

第2回 武蔵野市第四期長期計画調整計画都市基盤分野市民会議（概要）

日時	平成18年9月28日（木）
場所	18:30～20:45 6F 601会議室

会議出席者 市民委員 19名 傍聴者 1名（途中入室）
学識委員 1名 市職員 10名

■ 配布資料

- ・ 第2回都市基盤分野市民会議次第
- ・ 武蔵野市第四期長期計画調整計画市民会議傍聴規則（改訂版）
- ・ 市民会議基本ルール（たたき台）
- ・ 武蔵野市第四期長期計画都市基盤分野市民会議ロードマップ
- ・ 第1回武蔵野市第四期長期計画調整計画都市基盤分野市民会議（概要）
- ・ 第1回都市基盤分野市民会議（全文速記録・原文）
- ・ 第3回分野別市民会議開催通知

■ 進行内容

- ① 第1回継続案件の整理
- ② 基礎データ集の説明（都市基盤分野）
- ③ 長期計画・都市基盤分野の説明（担当課長）
 - ・ 参加と連携によるまちづくりの推進
 - ・ 地域ごとの特色あるまちづくり
 - ・ 事業効果・環境共生等の視点
 - ・ 防災・防犯施策の推進
 - ・ 住宅施策の総合的推進
 - ・ 円滑な移動環境の整備
- ④ 質疑応答
- ⑤ その他

■ 会議内容

① 第1回継続案件の整理

進め方における前回示された懸案は、調整の上、本日配布の資料により提示

- 傍聴規則について
 - ・ 修正案 傍聴の手續Ⅲの（町名のみ）を削除することで了承。
- 会議の基本ルールについて
 - ・ 修正案で了承。
- 会議録について
 - ・ 全文録・概要メモを公開の対象とする。
 - ・ 概要メモは会議の要約版である。
 - ・ 全文録は基本的に修正できない。（誤字脱字等の修正のみ）
- ロードマップについて
 - ・ 概要説明を4回から2回へ変更。
 - ・ 施設見学については、要望により実施。
 - ・ 第3回目にテーマ別の事前提出を求める。

② 基礎データ集の説明（都市基盤分野）

- 生活環境指標のデータ等を補足する形で作成（平成15年以降のもの）

③ 長期計画・都市基盤分野の説明（担当課長）

- ・ 参加と連携によるまちづくりの推進
- ・ 地域ごとの特色あるまちづくり
- ・ 事業効果・環境共生等の視点
- ・ 防災・防犯施策の推進
- ・ 住宅施策の総合的推進
- ・ 円滑な移動環境の整備

④ 質疑応答

- 基本構想、長期計画の説明について体系的な図式、一覧表があるとわかりやすい。
施策の進捗状況を説明してほしい。
 - ・ 施策の進捗状況については他の部会でも求められているため、現在、企画調整課で作成中

- 緑町公団の建替（周辺道路の電線の地中化）について、三長から四長になるにあたり何か変更があったのか？
 - ・ 確認して次回に報告

- 京王井の頭線吉祥寺駅のバリアフリー化の進捗状況について
 - ・ エスカレーターや多目的トイレ等は設置済みである。
 - ・ エレベーターについては、現在の駅舎では設置することが難しいため、建て替え時に検討する必要がある。

- 交通ルールの啓発については、ハード面も大切だがソフト面が不足しているのではないか？
 - ・ 警察と連携して行う。学校に対しての啓発はそれぞれの学校単位で対応して行きたい。
 - ・ 市民に対しての自転車のルール・マナーの啓発を準備している。

- 防犯に強い町を作っていくためには？
 - ・ 社会的なつながりが希薄になっている現在、地域のつながりのようなものが大切になってくる。そのような議論もこの会議で行っていただきたい。

- 犯罪の発生率や他区市との比較はどうか？
 - ・ 生活環境指標を参照 犯罪件数のパーセンテージが記載されている。

- 交付金制度になり事業効果を評価するにあたり、景観等の査定の仕方は数値では表しにくいですが、どのように評価しているのか？
 - ・ 評価方法の一つとして満足度があるが、個人の感覚であるので難しい。

- 地域防災計画について、雛形はあったのか？また広域支援の計画は？
最低敷地面積設定以降の状況は？
 - ・ 計画は改訂版。区域化は議論されるものと思う。
 - ・ 最低敷地に関しての大きな問題は今のところ特にない。

- 市民交通計画の4年間の進捗状況は？
 - ・ 今年度まとめる予定。事務局と相談して対応したい。

- ムーブスの逆回り路線を検討しないのか？
 - ・ 幅広く不便地域をカバーするために循環路線を採用している。
 - ・ 逆回りについては、検討はしているが、一方通行や交通規制等の問題もあり今後の検討が必要と思われる。

- 都市マスタープランの推進（平成12年）について、4年ごとに行うとの記述があるが、随時見直されているのか？ムーパークの推進を望む。
 - ・ 都市マスについては、基本構想・長期計画に合わせ検討すると記されているが、期間が浅いので改定していない。今後は検討されているまちづくり条例でも手続き等について議論される予定。
 - ・ ムーパークについては、適地があれば増やしたい。

- 長期計画の到達度について
都市基盤について、網羅的に考えていくことが大事。個別でなく全体的な評価を要望します。

- 四長 36 頁にある需要対応型から政策誘導型へとは？
 - ・ 公共は広く一般の需要に対応する型から将来に向けて計画的に行う方向へという捉え方。具体的には市民会議で議論して欲しい。

- 施策を作り上げる際に、盛り込まれなかった議論や、研究の存在、実現に限界があったもの等があるのか教えて欲しい。
 - ・ 施策の有無は優先的なものを選択（四長 54・55 頁）
議論の中にはあったが、策定作業の中で消えていったものはある。

- 平成16年に景観条例を定めたとあるが、進んでいるのか？条例化は？
 - ・ 基礎調査を進めている段階である。景観法に準じるなら、条例まで進む場合もある。

- この会議の決定を第四期長期計画に反映させることができるのか？
 - ・ 基本構想については、議会議決を経ているため、理念について変更は出来ない。長期計画の修正のための議論。

- 議論の時間を多くとってもらいたい。

⑤ その他

- 次回開催における事務連絡

傍聴人 1名

意見提出シート（基本的には会議の感想であった）

- ・ 進行がスムーズであった。
- ・ 議論が建設的であった。
- ・ 説明量と情報量が多く理解するのが大変であった。
- ・ 説明の仕方に工夫があれば良いと感じた。

第3回 武蔵野市第四期長期計画調整計画都市基盤分野市民会議（概要）

日時	平成18年10月13日（金）	記録者：
場所	18:30～21:30 8F 802会議室	ワーキングスタッフ（Dグループ）

会議出席者 市民委員 17名 傍聴者 0名
学識委員 1名 市職員 21名

■ 配布資料

- ・ 第3回都市基盤分野市民会議次第
- ・ 第2回武蔵野市第四期長期計画調整計画都市基盤分野市民会議（概要）
- ・ 分野別市民会議傍聴者 意見提出シート
- ・ 都市基盤分野テーマ提出シート
- ・ 「むさしのリメイク」武蔵野市緑の基本計画
- ・ 吉祥寺圏の整備
- ・ JR中央本線（三鷹駅～立川駅間）他連続立体交差事業の概要
- ・ 武蔵野市公園街路樹マップ
- ・ 第4回分野別市民会議開催通知

■ 進行内容

1. 第2回会議の確認
 - ・ 議事概要の確認
 - ・ 質疑での保留事項の回答
2. 長期計画・都市基盤分野の説明（担当部会員）
 - ・ 道路ネットワークの整備
 - ・ 上・下水道の整備
 - ・ 吉祥寺圏の整備
 - ・ 中央圏の整備
 - ・ 武蔵境圏の整備
3. 質疑応答
4. その他

■ 会議内容

1. 第2回会議の確認

- ① 議事概要の確認
- ② 質疑での保留事項の回答
 - 緑町公団の建替（周辺道路の電線の地中化）が三長から四長に変わった理由について
 - ・都営武蔵野アパートの建替事業が平成23年度目途に変更になったため。
 - 市民交通計画の4年間の進捗状況は
 - ・今年の11月までに策定する。

2. 長期計画・都市基盤分野の説明（担当部会員）

- ・ 道路ネットワークの整備
- ・ 上・下水道の整備
- ・ 吉祥寺圏の整備
- ・ 中央圏の整備
- ・ 武蔵境圏の整備

3. 質疑応答

- 吉祥寺周辺にコインパーキング等の駐車場が増えているがその場所と数について
 - ・ 吉祥寺 500m圏内は把握しているが、それ以外は把握していない。

- JR 中央線立体交差事業完成後、南北の交通量の予測について
 - ・ 現在の交通量の3倍の増加がみこまれるがまかなえる。

- 駅周辺に高層住宅を作り、住宅地には緑豊かな低層住宅を作るような土地利用を市が誘導したらどうか？
 - ・ 駅を中心に高容積率を配置し、住宅地は現状の建ぺい率を維持する。

- 武蔵野市の水道水のろ過方法と消毒によるトリハロメタンについて
 - ・ 武蔵野市の水は地下水7割と都から買う都水3割で給水し、地下水については鉄とマンガン分を取り除くろ過をしている。
 - ・ 塩素消毒により発生するトリハロメタンは水質基準値以下であり、注入する塩素量も少なくしている。

- 集中豪雨時に北町一丁目付近のポンプ場は稼働しているのか？
 - ・ 市内の3箇所のポンプ場は稼働している。

- 雨水利用と下水処理の長期的な計画の中で分流式の考えは？
 - ・ 長期的には行うことになっているが、規模・コスト面等非常に困難。調査検討段階。現在は部分的に行っている。
 - ・ 雨水を地下に涵養する事を行っている。

- 東急そばの河合塾付近の駐輪がひどく対策は？
 - ・ 3500台収容できる施設はあるが、地下等を利用するなど吉祥寺グランドデザインの中で検討する。

- NTT、クリーンセンター付近の歩道整備について
 - ・ 過去にNTTには接道緑化に協力いただいた。歩道は近々整備予定。

- 緑町都営住宅の空き地利用について
 - ・ 事業計画が決まってから協議する。

- 小金井市と接する境の西武線付近の込み入った道の整備計画は？
 - ・ 武鉄中付2については整備をするが、それ以外は協議検討していない。

- 上・下水道の耐震性の進捗率は？
 - ・ 【水道】耐震性を持つ管の整備は44%となっている。
 - ・ 【下水】800mm以下の震度7に耐える管は7.5%で、5年計画で728箇所を計画している。

- 境の駐輪場について
 - ・ 1万台分確保予定

- 境の市道第292号線に段差がなく車が乗り入れてしまう
 - ・ 幅員8mのため、歩道の設置は困難。

- 吉祥寺のまちづくりは、官民一体でやって欲しい
 - ・ 京王電鉄と当市で協力して南口整備に参加する。

- 西高東低の開発ではなく市の全体的なバランスを考えた公共施設の整備を。
また、環境に配慮した住宅を作って欲しい
 - ・ 基本構想・長期計画に基づいて行う。
 - ・ 環境に配慮した良質な住まいの提供を市は続けていく。

- 外環の整備について
 - ・ 昭和41年都市計画決定後、40年間凍結されていたが、首都圏域の交通機能上重要であるということから、地下方式で都計画の変更案が告示された。

- 北町の浸水被害以降、市でどのように検討・計画しているのか
 - ・ 第4小学校、青葉公園への貯留浸透施設を設置。
 - ・ 国の補助を受け、第7分区の貯留浸透施設数をもっと増やしていく。また、排水系統の変更等検討している。

- 長計P117 人にやさしい道づくりの場所・名称・延長・費用について
 - ・ 次回に回答。

- 境南町の間伐材ガードレールについて評判が良い。強度は？
 - ・ 車がぶつかるところではなく、人の横断抑止が目的である。

- 都道の埋設物情報など、市の行政圏内にある各施設は把握しておき、すぐに提供できるようにしておくべきではないか？
 - ・ 把握できていないが、道路管理の立場から今後検討していく。

- 仙川リメイクとは、今後、具体的にどういう風に行うのか？
 - ・ 公共用地的な場所がある所については利用し、住宅がある場合にはその河川区域内で整備していく。(次回冊子配布)

- 道路事業について他自治体との協力体制は？
 - ・ 計画を踏んでやっているが、三多摩ならば10年間の事業計画を立てている。
 - ・ 近隣との接続等通過交通の多いところについて分散するように検討はしている。

- 吉祥寺のランドデザイン委員会とこの市民会議の位置づけは？
 - ・ 吉祥寺ランドデザイン委員会と市民会議に上下はない。吉祥寺ランドデザインは今後の方向性を定めるもの。この会議でいろいろ検討して欲しい。

- 吉祥寺南口は、吉祥寺ランドデザインで考えているイメージに何年ぐらいでできるのか？
 - ・ 都市計画は長い時間がかかるが、南口は急を要している。

4. その他

- 都市基盤分野テーマ提出シートの事前提出について
 - ・ 10月20日までに事務局に提出。
 - ・ テーマは新しいものでも良い。
 - ・ 予算は考慮しなくて良い。
 - ・ 1つに絞らなくて良い。

第4回 武蔵野市第四期長期計画調整計画都市基盤分野市民会議（概要）

日時	平成18年10月26日（木）	記録者：
場所	18:30～20:30 6F 601会議室	ワーキングスタッフ（Aグループ）

会議出席者 市民委員 16名 傍聴者 0名
学識委員 1名 市職員 12名

■ 配布資料

- ・ 第4回都市基盤分野市民会議次第
- ・ 第3回武蔵野市第四期長期計画調整計画都市基盤分野市民会議（概要）
- ・ 仙川リメイク
- ・ 人にやさしいまちづくり事業実績
- ・ 都市基盤分野テーマ分類表
- ・ 都市基盤分野テーマ集計表
- ・ 都市基盤分野テーマ提出シート（個票一式）
- ・ 第5回分野別市民会議開催通知

■ 進行内容

1. 第3回会議の確認
 - ・ 議事概要の確認
 - ・ 質疑での保留事項の回答及び冊子の配布
2. 各委員からのテーマの事前提出について
 - ・ 各委員からのテーマ発表
3. その他

■ 会議内容

1. 第3回会議の確認

- 議事概要の確認
- 質疑での保留事項の回答及び冊子の配布
 - ・ 人にやさしいまちづくりの場所・名称・延長・費用についての回答
 - ・ 仙川リメイクについての冊子の配布

2. 各委員からのテーマの事前提出について

- 各委員からのテーマ発表（都市基盤分野テーマ分類表により発表）

「参加と連携によるまちづくりの推進」

- ・ まちづくり条例の制定
市と市民の連携、市民の最小限の合意形成への基盤づくりとして、早急にまちづくり条例の制定に向けた具体化を図る。（青野）

- ・長期計画の策定と都市基盤分野における課題

都市基盤を考えると何かが都市基盤なのか、どのような仕組みを構築すればこの分野を適切にカバーすることができるか。(川田)

- ・非核平和都市基盤の整備

非核(平和)都市宣言にふさわしい「平和発信基盤」を顕示し、平和的魅力にあふれる都市づくりの提案。(名嘉眞)

- ・法政高校移転に関するまちづくりのあり方

現状追従型のマスタープランにおける問題点。近隣自治体との連携について。(村井)

- ・職員養成(追加議題)

市民参加が増えている。そのためには、市職員の能力アップが不可欠であり、そのための職員養成が必要。(村井)

「地域ごとの特色あるまちづくり」

- ・駅周辺市街地開発に関する長期展望

住環境の良さ、個性ある商業群等の基本的特性は残しつつも、吉祥寺・三鷹の駅周辺の街づくり再見直しを核としながら、長期的展望の見直し。(青野)

- ・地域ごとの特色あるまちづくり

自分たちの住む町を見直し、それぞれの特色を大切に、統一感のある武蔵野市をつくる。(石黒)

「事業効果・環境共生等の視点」

- ・環境共生の視点によるまち

公共事業の経費と環境共生とのせめぎ合いについて、将来武蔵野市はどうか、先を見通しておく必要がある。(石黒)

「防災・防犯施策の推進」

- ・防災・防犯に強い都市づくり

災害・犯罪に強い都市は、住民にとって安全で快適な都市である。(大神田)

- ・都市型水害をなくす施策及びタイムスケジュールの明示

住みたい街第一位とされた吉祥寺から水害をなくす。長期計画に都市型水害の記述がない。(佐藤)

- ・合流式から分流式に替え水害をなくす。

先進の文化都市にふさわしく、都市型水害をなくし、水のリサイクルを推進する。先を見通した計画が必要。(佐藤)

- ・防災・防犯施策の推進

本当に安心できる街づくりは「防災・防犯」の充実が大切。市民に見えるような施策を考える必要がある。(真庭)

- ・ 広域防災体制（態勢）の構築
大規模災害が発生した場合の道路、避難場所、緊急物資などの都や近隣市との相互協力態勢の構築が必要。(峯岸)
- ・ 都市型集中豪雨に対する洪水対策の検討
被害箇所は限られているはずなので、長期計画に位置づけて、予算化し、対策を講じる必要がある。(村井)

「住宅施策の総合的推進」

- ・ 住宅施策について
子育て支援施策はさまざまに提案されているが、果たして武蔵野市のように地価の高いところで、若年層が住み続けられる住宅は考えられているのだろうか。(石黒)

「円滑な移動環境の整備」

- ・ 自転車問題と通勤・通学問題（市民交通体系の改革）
駅周辺の自転車の数はものすごく、特に歩道は通れないほどである。対策の検討。(青野)
- ・ 人と環境にやさしい街づくり
徒歩、自転車、ムーバスなどによる移動を推進し、「市民生活交通ネットワーク」の構築。武蔵野市を通過する自動車の抑制。(名嘉眞)
- ・ ほうっておけない放置自転車
駅周辺（特に吉祥寺駅）の歩道に、常に迷惑駐輪が溢れている実態を改善し、歩きやすく且つ快適な駐輪ができるような提案。(山持)

「道路ネットワークの整備」

- ・ 道路交通問題、とくに歩行者の安全環境の整備その他
市民の安全な歩行環境整備の観点から、生活道路を整備し、歩行者に安心な道づくりの推進。(中島)
- ・ 道路整備の促進
調整計画期間内に必要な施策の実施。一方通行、車種による通交制限などの検討と実施。(峯岸)
- ・ 外環道への対応
大深度地下に計画替えとなったが地上部「その2」は公害等の元凶ともなるので廃止にしたい。まちが分断されてしまう。(渡邊)

「上・下水道の整備」

- ・合流式から分流式に替え水害をなくす
先進の文化都市にふさわしく、都市型水害をなくし、水のリサイクルを推進する。(佐藤)

「吉祥寺圏の整備」

- ・吉祥寺駅南口周辺再整備
南口広場の地下化、二層化の検討。井の頭公園をもっと商業地域づくりのなかに取り込んだ街づくりこそが特色ある街づくりの基礎となる。(尾崎)
- ・吉祥寺グランドデザイン
吉祥寺グランドデザインは、もうひとつはっきりとした中心としてのイメージが薄い。ハモニカ横丁の再開発も検討。(渡邊)

「中央圏の整備」

- ・三鷹駅周辺のグランドデザイン検討
近い将来低・未利用地が開発される動きがあることから、早急に土地利用ガイドライン等を進める必要がある。(村井)

「武蔵境圏の整備」

- ・安全安心な市民生活の確保
JR 中央線高架化後、利便性は高まるが安全性が懸念される。地域生活の中で基礎的な生活基盤は、安全安心な生活の確保。(秋山)
- ・道路交通問題、とくに歩行者の安全環境の整備その他
「プレイス」に地下駐車場が必要なのか。(中島)

* 「その他」に分類されるものと、欠席委員のテーマは次回に発表

3. その他

- 提出シートの追加提出について
 - ・提出シートを未提出及び追加提出については、11月2日までに事務局に提出。
- 連絡先届書及び口座振込先届書の提出について
 - ・連絡先届書及び口座振込先届書を未提出の方は事務局に提出。

第5回 武蔵野市第四期長期計画調整計画都市基盤分野市民会議（概要）

日時 平成18年11月17日（金）
場所 18:30～21:00 6F 601会議室

会議出席者 市民委員 17名 傍聴者 1名
学識委員 1名 市職員 8名

■ 配布資料

- ・第4回 都市基盤分野市民会議（概要）
- ・都市基盤分野第4回市民会議（全文録）
- ・都市基盤分野テーマ分類表（追加テーマ含む）
- ・都市基盤分野テーマ提出シート（個票一式、追加分のみ）
- ・第6回 都市基盤分野市民会議 開催通知

■ 進行内容

1. 第4回会議 議事概要の確認
2. 各委員からのテーマ発表
3. 今後の進め方について

■ 会議内容

1. 第4回会議 議事概要の確認
2. 各委員からのテーマ発表
（前回未発表分、欠席者、及び追加提出分について）

（清本委員：特色あるまちづくり、円滑な移動環境、道路ネットワークの整備）

- ・三鷹駅周辺の整備計画について、現在市がどのような整備計画（ランドデザイン）を持っているのか、わかりにくい。ロータリー周辺の今ある緑を残したい。
- ・レモンキャブは利用したい時に利用できるシステムになっているか？バリアフリーと同時に円滑な移動環境の整備も重要。商工会館前の歩道が広がりとても歩きやすくなった。他の場所でも検討を。
- ・幅員36メートルになる調布・保谷線は環境に配慮したと言われているが、最も影響を受ける沿道住民の生活環境への配慮も求められる。

（榎本委員：防災・防犯施策の推進）…欠席のため水谷学識委員代読

- ・街の保水能力を高め、水害のない安全な街づくりを進める必要がある。

(横山委員：防災・防犯施策の推進、吉祥寺件の整備)

- ・人命・財産に影響を及ぼす集中豪雨対策は緊急の課題である。北町の対策はまだ不十分。
- ・吉祥寺南口広場の整備は現計画では不十分ではないか。民間資金も活用し、地下利用も排除せず、より多角的に検討すべき。

(御手洗委員：美しいまちづくり等)

- ・共同住宅の家庭ごみが道路に向けて出されているが、これを宅地側に向けると街の美しさが格段に向上する。検討すべき。
- ・路上駐車が多い。路上にミニスポットガーデンを設置すれば違反駐車対策と街の美化になる。
- ・住居表示版の見当たらない場所が多い。市内の総点検を行うべき。

(川田委員：前回発表の追加・補足)

- ・都市基盤は何のため、誰のためのものか。地域や立場の違いであり方も変わってくる。根本から問いかけが必要。市民参加の調整計画策定は素晴らしいが、計画の今後を市民が見守るシステムも必要。

(山持委員：その他、健康・福祉)

- ・フィリピンからの介護士受け入れが両国間で取り決められたと聞く。市として受け入れの準備をしてみてもどうか。

(梅本委員：その他、行財政)

- ・施設全体のデータベース化は完了しているのか。その上で既存施設が有効活用されているか検証すべき。

(村井委員：その他、学校整備・情報伝達等)

- ・市立小・中学校の建替え計画について将来方針を検討すべき。
- ・わかりやすい伝達手法等、総合的な情報に関する研究を進める必要がある。

(青野委員：その他、資源循環・リサイクル)

- ・今一度、循環・リサイクルの再検討を行い、市民活動としての運動強化を。

(秋山委員：前回発表の補完)

- ・「文化が薫る緑深きまち」＝庭園都市をまちづくりビジョンの最重要テーマに位置づけ、各種施策をこの観点から検証していくべき。
- ・都市基盤整備に当たっても近隣市との連携・協力の推進を
- ・財政力安定のため箱物への投資・整備は抑制的に。

(名嘉真委員：その他、玉川上水の保全、若年層対策)

- ・玉川上水は市民の貴重な財産。調布・保谷線との交差は道路の地下化で対応するよう働きかけの推進を。史的な緑道整備も必要。
- ・若年層の労働相談窓口の設置等、深刻な若者の労働問題に対処するため市としてできることを推進すべき。若年層が住み続けられるための施策も必要。

3. 今後の進め方について

(委員からの発言)

- ・各委員の意見に重点付けをする等の絞り込みが必要。
- ・調整計画策定委員会に提言すべきものを整理してその議論に集中すべき。
- ・委員全員で「都市基盤とは何か」ということについての共通認識を持つべきでは。
- ・20人全員で議論することには制約あり。分科会方式で進めるべき。
- ・各委員の意見にあった指摘が現実にどの程度進捗しているのか整理したうえで具体的な議論に入っていくべきではないか。
- ・策定委員会への市民会議の代表が一人だけは無理。複数名出席できるようにして欲しい。

(取りまとめ)

- ・次回(11月30日)は全体で議論。都市基盤の共通認識と今後の進め方の形態を論議する。

(事務局より)

- ・「第四期長期計画実施状況一覧表」は次回(11月30日)に配布する。

第6回 武蔵野市第四期長期計画調整計画都市基盤分野市民会議（概要）

日時	平成18年11月30日（木）	記録者	ワーキングスタッフ（Cグループ）
場所	18:30～20:30 6F 601会議室	【WS】	

会議出席者 市民委員 18名 傍聴者 1名
学識委員 1名 市職員 8名（内WS 6名）

■ 配布資料

- ・ 第5回都市基盤分野市民会議（概要）
- ・ 武蔵野市第四期長期計画実施状況一覧表
- ・ 第7回都市基盤分野市民会議開催通知
- ・ 都市基盤分野市民会議 会議日程表

■ 進行内容

- ① 第5回会議 議事概要の確認
- ② 今後の進め方について（全体で議論）
- ③ その他

■ 会議内容

1. 第5回会議 議事概要の確認
2. 今後の進め方について（全体で議論）

① 策定委員会へ市民会議の代表者人数について

- 市民会議の代表一人だけでは難しいのではないかと？
- 比較的早く決められるものから決めていきたい。
- 策定委員会の構成と、市民会議の位置づけについて

事務局：第四期長期計画調整計画の策定委員会については、来年度立ち上げ予定有識者の会議となるが、その中に各部会の市民代表1名を加えていく。
現在、この方針の変更予定はない。

意見がバラバラにならないためにも少数精鋭でいきたい。

- 前回の長計と今回の長計では、方針が変わっているのではないかと？
- 100名の意見を委員会に集約するには無理があるのではないかと？
- 別の形で分科会を策定する等しないと、市民会議の生の声が反映されないのではないかと？
- 市民会議の代表者数は事務局側で検討するべき。
- 項目ごとに重要度を整理しておかないと策定委員も混乱してしまうのではないかと？

- 判断を迷ったときに持ち帰り話しができるのであればよいが、有識者に混じって議論するのは不安である。個人で有識者と同等の責任を負うのは、荷が重いのではないか？
- 前回の長計はヒアリングをまとめる感じであったが、今回は市民会議から上がってきた意見を策定委員会で反映することができるのか？
- 策定委員会の人数が多くなりすぎてはまとまらない場合がある。策定委員会の市民会議からの代表は一人でも良いが、ワーキンググループとして残すような形が作れるか？
- 提言書が出来た時点で人数を弾力的に出来ればいいのか？
- 策定委員会は傍聴可能なのか？

まとめ

策定委員の人数の問題については事務局に伝えてある。また、残りの会議のなかで選定の機会があるので、その時に再度議論する。

② 会議のテーマ・方向付けについて

- 見直しについて、どこまでが役割なのか？
- 具体的なものと抽象的なものを分離して考えるべきではないか？地域的なものは具体的になりやすく、市側も把握しているものではないか？抽象的なものは議論してもまとまらない。
- テーマ分類表をKJ法の手法等を用いてまとめ、テーマを絞り込んでいく。
- 全体でディスカッションするよりも、テーマ別にグループ分けをして話してもいいのではないか？
- 分科会形式はテーマに縛られる場合がある。
- 具体的や地域的等に分けたりして、組み替えをして議論してもいいのではないか？固定化する必要はない。
- 事務局がテーマ进行分类している。実施状況を見て、欠けているもの等を埋めて行くべきではないか？
- 入りたいところから入るべき（賛成多数）
- 作る側（市）に使う側（市民）の意見を言うべき。
- テーマ分類シートを基に議論を始めてみては？また、今後の日程だが、提言書をまとめるのに4回位かかるのでは。最終回は確認作業と、策定委員の選出となる。
- 提言書も市民会議で書くのか？

- 必要に応じて、別途市民だけで集まっても良いのではないか？
- 分科会に分けた場合のスケジュールは？

事務局：日程的には検討する。会場を分けるのであれば手配する。

- ユニバーサルデザインについては、出来ていない部分が多いのではないか？
使う側の感覚が大切。(バリアフリー等)
- 1つのテーマについて、いくつかのグループに分けてやってみては？
- テーマについてのレポートを提出する。
- テーマが決まれば、最初に自分で提案出来なかったものについてもレポートを出すことが出来る。
- テーマについては、実際に経験した人からレポートを出して頂きたい。
- 市の計画に対して、提言により施策に反映させるべき。
- 場合によっては、行政も議論に入ってほしい。

事務局：議論が進めば、担当の職員も入っていけるのでは。

- 施策に対しての周知を（例：道路のセットバック等）
- 都市計画の議論に、地域的特色も取り入れたい。

まとめ

次回から1つのテーマについて、複数のグループに分けて議論を展開していくこととする。

次回テーマ

道路と上下水道

第7回 武蔵野市第四期長期計画調整計画都市基盤分野市民会議（概要）

日時	平成18年12月14日（木）	記録者	ワーキングスタッフ（Dグループ）
場所	18:30～20:30 8F 802会議室	【WS】	

会議出席者 市民委員17名 傍聴者4名
学識委員1名 市職員10名（内WS6名）

■ 配布資料

- ・ 第7回都市基盤分野市民会議次第
- ・ 第6回都市基盤分野市民会議（概要）
- ・ 第5回都市基盤分野市民会議（全文録）
- ・ 第8回都市基盤分野市民会議開催通知
- ・ 第四期長期計画実施状況正誤表
- ・ 市民委員持参資料

■ 進行内容

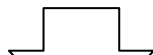
1. 第7回会議の進め方の確認
 - ・ グループ討議の説明
2. グループ討議（テーマ：道路ネットワークと上・下水道）
 - ・ 3グループでのグループ討議
 - ・ 各グループ討議の発表
3. その他

■ グループ討議発表内容

《Aグループ》

○ 人にやさしい道づくり（主題）

- ・ 世の中が変化し、人口が減り交通量は将来減少することが予想できる
- ・ 都市計画道路といった都や市の道路計画は昔のものであり、昨今の環境を考慮するとどうなのか？



（自転車専用レーンの設置、自転車駐輪場の確保、ルール・マナーの確立）



- ・ **現行の都市計画**で立てられた道路計画の見直しが必要
- ・ ムーバスや自転車を通勤の一環に利用できるような検討が必要

《B グループ》

- 道路ネットワークの整備（提言：人の安全が最重要）
 - ・ 現在の道路整備は自動車が主体となっている
 - ・ 日本の歩行者は、世界で最も危険にさらされている
 - ・ 都計道等の新しく広い道は環境負荷を誘発している



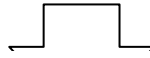
（市民の移動手段は徒歩、交通事故を減少）



- ・ 歩行者の安全を第一に考えた道路づくり
- ・ 積極的な歩道空間の確保（歩・車・自転車の分離）
- ・ 都市計画道路等の見直し
- 合流式下水道の改善

《C グループ》

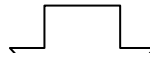
- 下水道の整備
 - ・ 降った雨が処理しきれていない
 - ・ 現在の下水道施設は老朽化している



（雨水を資源として考える）



- ・ 再構築計画、施設の老朽化、耐震化等の情報公開
- ・ 合流を分流化
- ・ 雨水リサイクルの促進
- ・ 遊水池の整備や浸透施設の研究・開発
- 道路の整備
 - ・ 市内は南北の貫通道路が少ない
 - ・ ゴミステーションが表に出ていて見苦しい



（通過交通の抑制、生活道路への車乗り入れ回避）



- ・ モデルケース 見た目に美しく歩いてみたい道づくり
- ・ 人優先の道づくり

■ その他

- ・ 次回のテーマ「防災・防犯、住宅施策」

第8回 武蔵野市第四期長期計画調整計画都市基盤分野市民会議（概要）

日時	平成18年12月26日（火）	記録者	ワーキングスタッフ（Aグループ）
場所	18:30～20:45 総合体育館 大会議室	【WS】	

会議出席者 市民委員16名 傍聴者 2名
学識委員 1名 市職員14名（内WS 6名）

■ 配布資料

- ・ 第8回都市基盤分野市民会議次第
- ・ 第7回都市基盤分野市民会議（概要）
- ・ 分野別市民会議傍聴者 意見提出シート
- ・ 第9回都市基盤分野市民会議開催通知
- ・ 第2次武蔵野市市民交通計画の実施状況
- ・ 市民委員提出資料

■ 進行内容

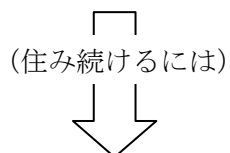
1. 第7回都市基盤分野市民会議（概要）の確認
2. 第2次武蔵野市市民交通計画の実施状況の説明
3. グループ討議（テーマ：防災・防犯、住宅施策）
 - ・ 3グループでのグループ討議
 - ・ 各グループ討議の発表
4. その他

■ グループ討議発表内容

《Aグループ》

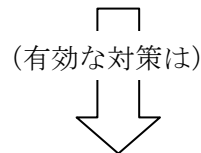
○ 住宅施策

- ・ 家賃や土地が高いため、若年齢層が住み続けられない
- ・ 土地所有者の相続で土地が分割されることにより、環境保全の維持が難しくなる

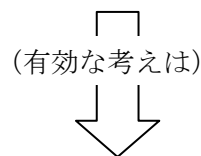


- ・ 住み続けられるような仕組みが必要（補助金、市による住宅借上げ、市による土地取得での住宅建設）

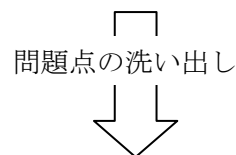
- ・ コーポラティブハウスの検討
 - ・ 大規模土地利用転換の情報の早期入手と有効活用の検討
- 水害
- ・ 集中豪雨時等の水害対策に有効な対策を検討する必要がある



- ・ 武蔵野市内で水害対策のための新たな土地取得は困難 よって現況の公共公益施設等の敷地の下を有効活用
 - ・ 雨水浸透や下水道管の分流化等の費用対効果を踏まえた将来計画の策定
 - ・ 近隣区市と連携し広域的に方策を考えることが必要（広域連携）
- 防災
- ・ 防災発生時の考え方



- ・ 体制の確立（都市基盤分野と他の分野との連携）
 - ・ 自動車の鍵は付けたまま避難するようになっているが、見直す必要がある
 - ・ 下水道施設のトイレ化の検討
 - ・ 老朽住宅対策、防災マップ等の検証
- 防災・安全センター（仮称）について
- ・ 現在建設中の防災・安全センターの問題点



- ・ 運営方法等について議論する必要がある

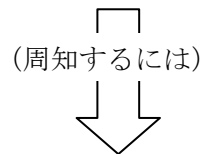
【質疑応答】

- Q 市の人口も住宅の戸数も横ばいである中、長期計画として住宅の建設（特に大規模住宅）を促進するのはいかがなものか
- A 人口を増やすということではない 多様化を図るという意味である
- Q 質問ではないが、このままいったら若い人が少なく活気のない静かな町になってしまう Aグループの考え方に賛成である 方法を考えればいいのである

《B グループ》

○ 市民参画

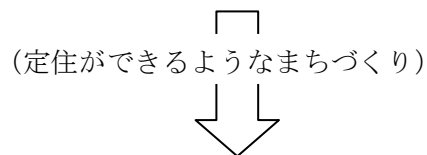
- ・ 市民が避難場所を知らないケースがあるのでは
- ・ 避難場所がほんとうに避難しやすい場所にあるか
- ・ 全体的に地域の係わり合いが薄い



- ・ 避難ルートの検証
- ・ 住民の共同コミュニティーが必要
- ・ 近隣区市との連携が必要（近隣区市の避難場所の方が近い人もいる）

○ 住まい

- ・ 子育てファミリーが定住できない



- ・ 安心して住めるまちづくりを計画的に考える
- ・ 大規模開発の規制
- ・ 公園の緑地化の推進

○ 防犯、防災、耐震

- ・ 誰もが安心・安全で過ごすことができるには



- ・ 道路等の夜間照明の強化
- ・ 単身者（主に高年齢層）の対策＝地域のネットワークが必要
- ・ 安心して住めるような耐震補強
- ・ 地域での循環（見回り）や声かけ
- ・ まちづくりとしての個人財産への補助制度の検討

《C グループ》

○ 防災

- ・ 地域防災計画でも復旧など一通りの内容が掲げられているが、その前の運用が必要
- ・ 高齢者の一人暮らしなど個人情報に弊害がある
- ・ 住民の意識を高めるための仕組みづくり
- ・ 「地域防災計画」は市民の視点から書かれていない 一人暮らしの高齢者が災害時にどうすればいいのか、書いていない



- ・ 避難経路の検証など命を守ることが第一である
- ・ 他分野（緑・環境・市民生活部会）との連携を図る
- ・ ネットワーク、コミュニケーションの向上を図る
- ・ 高年齢層、体の不自由な人を助ける組織、体制が必要
- ・ 「地域防災計画」は、現在見直し中なので、市民の意見を反映させる
- ・ 復興マニュアルについても中身の検討が必要である

○ 住宅

- ・ 耐震診断の補助制度は良い 今後も継続を

■ その他

- ・ 次回のテーマ「参加と連携によるまちづくりの推進」「地域ごとの特色あるまちづくり」「事業効果・環境共生等の視点」
- ・ 事務局から
12月24日の行・財政分野市民会議で分野全体の意見交換会の開催についての意見があり、事務局では開催を考えていないため、自主的に開催される予定である。
1月27日の予定と聞いているが、詳細は年明けになる。

第9回 武蔵野市第四期長期計画調整計画都市基盤分野市民会議(概要)

日時	平成19年1月11日(木)	記録者	ワーキングスタッフ(Bグループ)
場所	18:30~20:45 総合体育館 大会議室	【WS】	

会議出席者 市民委員18名 傍聴者 0名
学識委員 1名 市職員 6名(内WS 5名)

■ 配布資料

- ・ 第9回都市基盤分野市民会議次第
- ・ 第8回都市基盤分野市民会議(概要)
- ・ 第7回都市基盤分野市民会議(全文録)
- ・ 第10回都市基盤分野市民会議開催通知
- ・ 市民委員提出資料

■ 進行内容

1. 第8回都市基盤分野市民会議(概要)の確認等
2. グループ討議
テーマ:「参加と連携によるまちづくりの推進」
「地域ごとの特色あるまちづくり」
「事業効果・環境共生等の視点」
 - ・ 3グループでのグループ討議
 - ・ 各グループ討議の発表
3. その他

■ 会議内容

1. 事務局より

- ・ 第7回市民会議(概要)の記述訂正について
- ・ 前回(第8回)、「交通量調査の概要版を提示する」旨担当から伝えたが、データが膨大で概要版の作成は困難。調査結果報告を用意したので、必要であれば適宜閲覧されたい。

2. グループ討議発表内容

《Aグループ》

- 「参加と連携によるまちづくりの推進」
 - ・ まちづくりの基本となる市の都市マスタープランはよく出来ている。ただし、原理・原則が中心で具体性に乏しいように思われる。

- ・市民会議に限らず様々な市民参加の機会が作られているようだが、それぞれでどのような議論が行われているのかわかりづらい。そのことが参加しづらくさせているのではないか。
- ・「吉祥空園・SORA」等、市の施策にも良いものがあるがPRが足りない。
- ・市民意見を募る際、完成後・策定後だけでなく、工事中・計画中にも行うべき。
- ・まちづくりの軸に「平和」を位置づけるべき。
- ・コミセンが「参加と連携」の中心になるべきではないか。地域の問題はコミセンで話し合うべき。
- 「地域ごとの特色あるまちづくり」
 - ・吉祥寺グランドデザイン委員会の「取りまとめ案」は具体的に記載されており、市民が参加し、発言しやすいものとなっている。ただし、吉祥寺を市全体の中で位置づける視点も必要では。
- 「事業効果・環境共生等の視点」
 - ・事業の進捗状況に応じて、効果を考えるべき。
 - ・建築物環境影響評価を取り入れるべき。

《B グループ》

- 「参加と連携によるまちづくりの推進」
 - ・グループ内で「参加と…」に関する意見が最も多かった。これまで有効に機能してこなかったことの反映か？
 - ・学校等のかなり広い跡地があるが行政からの情報が少ない。情報が入り次第、早め早めに住民に知らせて、住民参加で利用計画を策定できないか。
 - ・学校等跡地利用に際しては周辺環境に配慮するよう義務付けを。
 - ・「まちづくり条例」に関する市からの情報発信が遅い。
 - ・「まちづくり条例」制定に当たっては市民意見を尊重すること。また。「まちづくりセンター」を作り、市民参加しやすい環境を整えては…。「参加」への市民の期待も大きい。
- 「地域ごとの特色あるまちづくり」
 - ・現在も近隣大学との連携は進められているが、なお一層推進して、大学の力をまちづくりに活かす。
 - ・13の町の特徴を活かすべく、町ごとに委員会をつくるべき。
- 「事業効果・環境共生等の視点」
 - ・雨水利用等、市の優れた取り組みも市民にあまり知られていない。効果的なPRを！
 - ・大木等、緑保全のための実効性ある補助制度を。
 - ・個人住宅新築の際にも雨水浸透施設設置の義務付けを。

- ・エコセメント使用の将来計画を予め検討しておく必要あり。
- ・予算も工夫して、事業効果が市民の目に見えるようにすべきである。

※補足意見（他グループから）

- ・「まちづくり条例には、公共性・公益性のある建築物の跡地利用に当たり周辺環境との調和を図るよう誘導するルールを盛り込んだものとするべき」との陳情が市議会で採択された。
- ・「おいしい水キャンペーン」・「落ち葉の感謝祭」等、市の取り組みには優れたものがあるが市民の認知度が低い。継続することと効果的な PR が不可欠。

《C グループ》

○「参加と連携によるまちづくりの推進」

- ・都市マスタープランに市の戦後の歴史は記述されているが、戦前の記述はない。空襲の歴史等も振り返り、平和という視点もまちづくりに反映すべき。
- ・現在の長計に記載されていることが実行されているのか、検証必要。計画を理念・掛け声に終わらせてはならない。
- ・市民と行政がどのように関わりあって行くのかが問われている。旧近鉄裏の環境浄化運動は好例だが、現在の法政跡地はどうか、行政の考えがなかなか示されない。

○「地域ごとの特色あるまちづくり」

- ・地元住民の要望をどう反映していくかがポイント。「地区計画を作ろう」という声が上がるときはマイナス要因が発生した時。長計には「何かが起こるかもしれない」「起こったらどう対応するか」という予測的なスタンスが必要。

※補足意見（他グループから）

- ・戦争の歴史は市民の手で語り継がれている。緑町コミセンで中島飛行機空襲の写真展も開催した。緑町の町の特色である。
- ・境の郵政宿舎跡地は緑も無くしてしまった。跡地利用に対する規制は必要である。

■ その他

- ・次回のテーマは「圏域ごとのまちづくり」。グループ分けは、抽選とせず委員各自の参加したい圏域とする。
- ・事務局から
市民委員の自主的な発意で1月27日に「交流会」が開催される。都市基盤分野の現在の討議状況については川田委員から報告していただく。

第 10 回 武蔵野市第四期長期計画調整計画都市基盤分野市民会議(概要)

日時	平成 19 年 1 月 26 日 (金)	記録者	ワーキングスタッフ (Cグループ)
場所	18:30~20:45 801 会議室	【WS】	

会議出席者 市民委員 19 名 傍聴者 1 名
学識委員 1 名 市職員 11 名 (内 WS 6 名)

■ 配布資料

- ・ 第 10 回都市基盤分野市民会議次第
- ・ 第 9 回都市基盤分野市民会議 (概要)
- ・ 第 9 回都市基盤分野市民会議 (全文録)
- ・ 市民委員提出資料
- ・ 第 11 回都市基盤分野市民会議開催通知

■ 進行内容

1. 第 9 回都市基盤分野市民会議 (概要) 等の確認
2. グループ討議
テーマ:「圏域ごとのまちづくり」
吉祥寺圏、中央圏、武蔵境圏
 - ・ 3 グループでのグループ討議
 - ・ 各グループ討議の発表
3. その他
提言書作成に向けた議論の進め方について

■ 会議内容

グループ討議発表内容

《吉祥寺圏グループ》

○駅周辺

- ・ 駅南口の整備は住民や専門家による具体案が必要ではないか。
- ・ グランドデザインは非常に良くまとまっている。
- ・ 寺がおおきな要因である。緑の保存が必要。
- ・ 南北、地下、ハモニカ横丁等、専門家による年度計画を作る必要がある。
- ・ 都市開発の計画段階から市民参加をすすめるべき。
- ・ 高齢者が住みやすい東地区。
- ・ 西地区を中央地区と合わせて検討する。

○住宅地

- ・ふるさと吉祥寺、高齢者が住めるまち。
- ・ファミリー層を呼び込むまちづくりが必要。
- ・現存の商店街についても注目すべき、後継者問題等。
- ・外環、大深度は良いが、地上部（外環の2）をどうするのか。

質問

- ・ランドデザインの評価は。
- 商業中心の記述で、住宅地部分が少ない。
- 商業の活性化がポイント、コミュニケーションが大切。
- ・寺と協同したまつりごとの展開。（ランドデザイン P39）吉祥寺の持っている門前町の雰囲気的大事にしてほしい。寺にも協力を願いたい。
- 吉祥寺の大元である。風致地区という考え方。寺とまちの一体化。
- ・街のコンシェルジェ等人を呼ぶための工夫（ロケ地の PR）、また観光化が進んでいるのでは。
- 吉祥寺の良さを残すことが活性化のポイント。また観光の推進については論議していないが大いにやったほうが良い。

追加意見

- ・吉祥寺の地域区分、東と中央の分け方。用途地域の考え方（目的がなくなったら戻す）

《中央圏グループ》

○三鷹駅北口の高層ビル計画について

- ・駐輪場 1500 台分確保、高層化により公開空地の提供、かたらいの道の整備。
 - ・企画の売り逃げではなく、責任を持った開発を求める。
 - ・フロアを貸切り、行政サービスに活用できないか。
 - ・100m超は周辺状況を踏まえると高すぎる。
 - ・計画について市民はまだ見ることもできない。完成してしまえば手が出せない。
 - ・情報が遅い。手遅れにならないようにしてほしい。
-
- ・南口のデッキ等はあまり良くない。
 - ・北口のロータリーは景観上も良い。
 - ・北口の駐輪場部分の有効利用をする。
 - ・三鷹駅北口全体の方向づけが必要。
 - ・商店街と業務の持つポテンシャル。
（商店街の衰退問題、IT業務地としての発展の可能性）
 - ・三鷹駅南口とは違うまちづくりが必要。

○道

- ・三鷹駅北口ロータリーを起点に、かたらいの道を中心とした三方向（東、北、西）の顔づくりが必要。

○市民

- ・行政が音頭を取り、地域を良いものにするための市民会議の設置が必要。
- ・ファミリー層が住み続けられるような街。
- ・環境、用途の境目部分の整理が重要。
- ・高層住宅を感じさせない緑を増やす。

質問（意見）

- ・ビルの問題。高すぎる。武蔵野に相応しくない。
- ・武蔵野に相応しいものにするため、制限を求めるべき。

《武蔵境圏グループ》

○道路

3・3・6号線について

- ・南北交通の緩和となるが、住民に対する影響については語られていない。
- ・歩車分離がはたして良いのか。
- ・事業主である東京都は住民意見を聞くスタンスに欠けている。
- ・市は市民の立場に立った調整をすべきだ。
- ・四車線を二車線にするべき。

高架化について

- ・結局また交通渋滞が起きると思われる。
- ・市の考え方をはっきり示すべき。

○開発による影響

- ・計画が出来てからでは遅いので、出来る前から調整すべき。
- ・まちづくり条例の検討（住民の参加）。
- ・住民参加型で境のランドデザインを定めるべき。
- ・境の北口は緑を中心にしたまちづくり。
- ・境の駅、農水省跡地等の開発。

質問（意見）

- ・農水省跡地の開発についてもっと検討するべき。

■ その他

- ・ 提言書のまとめ方について

具体的にどう作業を進めていくか。

提言書をどのようにまとめていくか（体裁、フレーム作り）。

<事務局>

次回は2月8日（木）18時30分～総合体育館大会議室で開催。

閉会后、市民委員交流会について話し合いを行った。

第 11 回 武蔵野市第四期長期計画調整計画都市基盤分野市民会議(概要)

日 時	平成 19 年 2 月 8 日 (金)	記録者	ワーキングスタッフ (Dグループ)
場 所	18:30～21:15 武蔵野総合体育館大会議室	【WS】	

会議出席者 市民委員 18名 傍聴者 0名
学識委員 1名 市職員 8名 (内 WS 6名)

■ 配布資料

- ・ 第 11 回都市基盤分野市民会議次第
- ・ 第 10 回都市基盤分野市民会議 (概要)
- ・ 第 10 回都市基盤分野市民会議 (全文録)
- ・ 市民委員提出資料
- ・ 第 12 回都市基盤分野市民会議開催通知
- ・ 東京都市計画道路の変更に関する武蔵野市長としての意見
- ・ 会議概要集計表
- ・ 武蔵野市第四期長期計画都市基盤分野市民会議今後のスケジュール案
- ・ 策定委員の役割等について
- ・ 2007/1/27 市民会議市民委員交流会実施報告書

■ 進行内容

1. 第 10 回都市基盤分野市民会議 (概要) 等の確認
2. 提言書作成の進め方とまとめ方について
3. その他

■ 会議内容

○提言書作成の進め方とまとめ方について

《進め方》

第 12 回 (2/19) : 大枠を作成

第 13 回 (3/2) : 第 12 回で作成した枠の内容を充実させる

第 14 回 (3/13) : 全体を把握する (策定委員の選出)

第 15 回 (3/29) : 最終確認

} 2回でまとめる

《まとめ方》

今までの会議では、長期計画の基本政策の項目毎に議論しているので、それを踏まえた分科会方式で行い、3つに分ける。

- ・ 基本的には作業部会とする (今までの内容をまとめる)。
- ・ 不十分なところは追加していく。

・次回からの分科会討議は、自分の意見をまとめて会議に臨む。

※3つの部会の委員は次のとおり。

- A. 参加と連携、地域ごとの特色、事業効果 5名
秋山委員、清本委員、川田委員、名嘉真委員、渡辺委員
- B. 防災・防犯、住宅施策 5名
青野委員、石黒委員、榎本委員、大神田委員、真庭委員
- C. 円滑な移動、道路、上下水 8名
梅本委員、尾崎委員、佐藤委員、中島委員、御手洗委員、峯岸委員
村井委員、横山委員

○その他

- ・市民委員提出資料について説明。
- ・三鷹駅北口の高層ビル計画について議論。

<事務局>

次回は2月19日(月)18時30分～ 武蔵野総合体育館大会議室で開催。

第12回 武蔵野市第四期長期計画調整計画都市基盤分野市民会議(概要)

日時	平成19年2月19日(月)	記録者	ワーキングスタッフ(Aグループ)
場所	18:30~21:15 武蔵野市総合体育館大会議室	【WS】	

会議出席者 市民委員 15名 傍聴者 0名
学識委員 1名 市職員 7名(内WS 5名)

■ 配布資料

- ・ 第12回都市基盤分野市民会議次第
- ・ 第11回都市基盤分野市民会議(概要)
- ・ 第13回都市基盤分野市民会議開催通知
- ・ 調整計画に関する提言(案)
- ・ 武蔵野プレイス(仮称)専門化会議の「中間のまとめ」に対する一市民の意見
- ・ 提言書作成のための提起案

■ 進行内容

1 第11回都市基盤分野市民会議(概要)等の確認

2 グループ討議

提言書のまとめ(中間報告)

- ・ 3グループでの分科会討議
- ・ 各グループ討議の中間発表

《Aグループのテーマ》

- ・ 参加と連携によるまちづくりの推進
- ・ 地域ごとの特色あるまちづくり
- ・ 事業効果・環境共生等の視点

発表内容

- ・ 提言書の作成について
- ・ 都市基盤分野以外の全体としての理念
- ・ 武蔵野市都市マスタープラン等との連携
- ・ 市民レベルのまちづくり推進チェック
- ・ 箱物の抑制
- ・ まちづくり条例の推進
- ・ 市民参加について(市民参加がうまくいってない 行政が参加・参画を呼びかける ルール作りの明確化)

- ・コミセン活動の活発化
- ・小さい地区や地域ごとのまちづくりビジョンの作成

《 B グループのテーマ 》

- ・防災・防犯施策の推進
- ・住宅施策の総合的推進

発表内容

- ・防災組織の拡大
- ・耐震補強の補助金の積極的なPR
- ・ブロック塀を生垣へ（防災・防犯にもつながる）
- ・雨水のリサイクルについて
- ・道路の舗装について（透水性舗装 一度に下水道管に流れ込まない道路作り）
- ・建物の高さ制限について（防災の観点 はしご車の関係）
- ・災害時のボランティアについて（避難所である学校の学生によるボランティア活動の推進）
- ・市外の避難場所の活用について
- ・夜の避難訓練の実施について
- ・ごみ問題について（地域との広域連携）
- ・ファミリー層が住める住宅施策、子育て支援施設の充実について

《 C グループ 》

- ・円滑の移動環境の整備
- ・道路ネットワークの整備
- ・上・下水道の整備

発表内容

- ・歩行者優先の道路作り
- ・生活道路としての美観整備（歩行者に安全な道路作り）
- ・都市計画道路の見直しについて
- ・東京都施行の都市計画道路の調整について
- ・やさしい道作りについて（市内部の横の連絡調整の充実）
- ・水害対策について（短期的な対策、長期的な対策）
- ・貯水タンクの設置について
- ・道路の透水性化
- ・緑地の確保

3 その他

○次回の会議について

- ・本日の中間発表のまとめ
- ・圏域（吉祥寺圏、中央圏、武蔵境圏）ごとの整備のまとめ

次回は3月2日(金) 18時30分～ 武蔵野市役所8階 802会議室で開催。

第 13 回 武蔵野市第四期長期計画調整計画都市基盤分野市民会議(概要)

日時	平成 19 年 3 月 2 日 (金)	記録者	ワーキングスタッフ (Bグループ)
場所	18:30~21:10 市役所 8 階 第 802 会議室	【WS】	

会議出席者 市民委員 17 名 傍聴者 1 名
学識委員 1 名 市職員 9 名 (内 WS 5 名)

■ 配布資料

- ・ 第 13 回都市基盤分野市民会議次第
- ・ 第 12 回都市基盤分野市民会議 (概要)
- ・ 第 11 回、第 12 回都市基盤分野市民会議 (全文録)
- ・ 第 14 回都市基盤分野市民会議開催通知
- ・ 分科会討議のまとめ
- ・ 各委員による圏域毎の提言書(案)

■ 進行内容

1. 第 12 回都市基盤分野市民会議 (概要) の確認等
2. 今後のスケジュールの確認
 - ・ 3 月 2 日(第 13 回) 提言書(テーマ別、圏域毎)のまとめ方を討議
 - ・ 3 月 13 日(第 14 回) 策定委員選出、提言書「第 1 稿」の確認
 - ・ 3 月 29 日(第 15 回) 提言書の最終確認、総括
3. グループ討議
 - ・ 前回までのテーマ別討議をどう提言書にまとめるか
 - ・ 圏域毎の提言のまとめ方
4. その他

■ 会議内容

グループ討議内容の発表

- ・ 前回までのテーマ別討議をどう提言書にまとめるか

《Aグループ》 報告者：川田委員

テーマ：「参加と連携によるまちづくりの推進」、「地域ごとの特色あるまちづくり」、
「事業効果・環境共生等の視点」

- ・ グループ内の全員の意見を集約したものである。
- ・ 全体にかかる理念と、他グループの重要案件に対する意見も盛り込んだ。

《Bグループ》 報告者：石黒委員

テーマ：「防災・防犯施策の推進」、「住宅施策の総合的推進」

- ・地震、水害、犯罪という具体的な問題ごとに対策を記述した。
- ・若年層の定住対策は個人に委ねる問題ではないという視点から記述。
- ・駅周辺の防災対策という視点も盛り込んだ。

《Cグループ》 報告者：中島委員（下水道：佐藤委員）

テーマ：「道路ネットワークの整備」、「円滑な移動環境の整備」、「下水道の整備」

- ・自動車中心の道路建設方針から脱却して、歩行者と自転車が安心して移動できるまちづくりという理念を機軸に記述した。
- ・下水道については05年9/4水害の実態をふまえ、具体的な対策を提言した。

○ 質 疑

- ・テーマ毎の小項目のタイトル変更は可能か？
→ 可能である。
- ・提言書の全体のボリュームは？
→ 特に定めていない。市民会議の中で決めて欲しい。
- ・テーマの中に「上水道」が入っていないが…？
→ 市民会議の中で特に議論にならなかったのであれば、提言に盛り込まれなくても差し支えない。

・圏域毎の提言のまとめ方

《吉祥寺圏》

尾崎、川田、佐藤、真庭、横山、渡辺の各委員

《中央圏》

石黒、梅本、御手洗、峯岸、村井、山持の各委員

《武蔵境圏》

秋山、大神田、清本、中島、名嘉眞の各委員

○ 文章整理担当者

- ・テーマ別分科会
 - 《Aグループ》：川田委員
 - 《Bグループ》：真庭委員
 - 《Cグループ》：中島委員
- ・圏域毎
 - 《吉祥寺圏》：渡辺委員
 - 《中央圏》：村井委員

《武蔵境圏》：清本委員

■ その他

- ・テーマ別、圏域毎それぞれの文章整理担当者は3月9日（金）までに事務局へ提出。
- ・提出された提言案を「第1稿」に取りまとめ、次回討議を行う。
- ・分野別市民会議からの策定委員の選出は1名とする。

第 14 回 武蔵野市第四期長期計画調整計画都市基盤分野市民会議(概要)

日 時	平成 19 年 3 月 13 日 (火)	記録者	ワーキングスタッフ (Cグループ)
場 所	18:30~20:45 総合体育館 3 階 大会議室	【WS】	

会議出席者 市民委員 17 名 傍聴者 1 名
学識委員 1 名 市職員 11 名 (内 WS 6 名)

1. 開会

配布資料の確認

進行の確認

2. 提言書「第 1 稿」の検討、校正

○本編の内容の確認を作成者(委員)が説明

現状では、まとめた方による個性がある。これをどのように提言書へまとめてゆくか？

- ・現状を尊重しながらまとめてゆく。
- ・書体、文字大等の統一。
- ・体裁の整理までをお願いしたい。(希望)
- ・とりあえず今あるフォントで提出。その後まとめる。

○内容の整理について

- ・グループでまとめたため、全体で了承されているとは言い難い。
- ・次回までに各自が検討する。

○内容の重複について

- ・各項目による視点であり、重複も問題はない。
- ・まだ分科会の中でもまとめ切れていない感じがある。
- ・協議が必要。

○分科会以外からの提言

- ・上水道について(石黒氏)
- ・事業効果、環境共生等の視点(村井氏)

3. 策定委員の選出

無記名投票にて選出

◎村井 7 票 中島 5 票 川田 2 票 横山 1 票 清本 1 票

4. その他

今後のスケジュール

分科会内での検討

- ・確認修正 3月 20 日までに報告
- ・修正版を作成 22 日までに郵送
- ・内容を検討し 26 日までに意見報告
- ・29 日に最終形の確定
- ・29 日は、その場で修正しながら作成する

次回開催日 3月 29 日 (木) 18時 30分 総合体育館 3階大会議室

川田氏より

意見交換会の報告

第 15 回 武蔵野市第四期長期計画調整計画都市基盤分野市民会議(概要)

日 時	平成 19 年 3 月 29 日 (木)	記録者	ワーキングスタッフ (Dグループ)
場 所	18:30~21:20 武蔵野総合体育館 3 階 大会議室	【WS】	

会議出席者 市民委員 15 名 傍聴者 0 名
学識委員 1 名 市職員 17 名 (内 WS 11 名)

■ 配布資料

- ・ 第 15 回都市基盤分野市民会議次第
- ・ 第 14 回都市基盤分野市民会議 (概要)
- ・ 都市基盤分野市民会議提言書 (第 2 稿)・・・郵送事前配布
- ・ 提言書修正案表
- ・ 提言書資料編

■ 進行内容

1. 開会
配布資料の確認
2. 提言書の最終まとめについて
3. その他
4. 閉会

■ 会議内容

提言書作成に向けて議論

- ・ アドバイザーより、「提言書修正案」について説明。
- ・ 提言書修正案の各項目について説明及び議論。
- ・ 各委員より、提言書のあり方について議論。
- ・ 提言書のまとめについて
 - 「武蔵境圏の整備 (第 2 稿)」について、新たに清本委員が作成した「武蔵境圏の整備 (第 2 稿) - 3」の文章と差し替える。
 - 提言書修正案に記載されている内容は、両論併記とし、修正案を基に修正は行わない。
 - 今回会議で各テーマについて議論した結果、加筆・修正が必要であれば、まとめ役の判断において行う。

■ その他

- ・事務局より

○修正が必要な場合は、ワーキングスタッフ（福田）に提出する。

⇒締め切り：4月4日（水）まで

■ 閉会

- ・アドバイザーより閉会の挨拶。
- ・事務局より挨拶。
- ・井上部会長より閉会の挨拶。

都市基盤分野テーマ分類表

分類	テーマ	テーマ選定理由(要旨)	提出者
参加と連携によるまちづくりの推進	まちづくり条例の制定	市と市民の連帯、市民の最小限の合意形成への基盤づくりとして、早急に制定に向けた具体化を図る。	青野 光裕
	長期計画の策定と都市基盤分野における課題	「都市基盤」とは何か、何を整備し、どのような仕組みを構築すればこの分野を適切にカバーすることができるか。	川田 伸紘
	非核平和都市基盤の整備	非核(平和)都市宣言にふさわしい「平和発信基盤」を顕示し、平和的魅力にあふれる都市づくりを提案します。	名嘉眞 宣信
	法政高校移転に関するまちづくりのあり方	現状追随型のマスタープランにおける問題点。また、近隣自治体との連携について。	村井 寿夫
	参加と連帯による施策推進のための職員養成	武蔵野市の市民参加の手法は、頼りない。ワークショップの企画、進行ができる若手職員を早急に養成する必要がある。	村井 寿夫
地域ごとの特色あるまちづくり	駅周辺市街地開発に関する長期展望	住環境の良さ、個性ある商業群等の基本的特性は残しつつも、吉祥寺・三鷹の駅周辺の街づくり再見直しを核としながら、長期展望を今一度見直したい。	青野 光裕
	地域ごとの特色あるまちづくり	その地域に住む市民が参加をしながら、各町の特色を大切に統一感のある武蔵野市をつくる	石黒 愛子
	地域ごとの特色あるまちづくり	市全体としては、バックボーンとなるいくつかの大きな方針を持ちながら、それぞれの地域が異なる顔を持つということは大切だと思うからです。	清本 和子
事業効果・環境共生等の視点	環境共生の視点によるまち	公共事業の経費と環境共生とのせめぎ合いについて、先を見通しておく必要があると思います。	石黒 愛子

都市基盤分野テーマ分類表

分類	テーマ	テーマ選定理由(要旨)	提出者
防災・防犯施策の推進	防災・防犯に強い都市づくり	構想の基調は、災害・犯罪に強い都市は、住民にとって安全で快適な都市である。	大神田 武行
	都市型水害をなくす施策及びタイムスケジュールの明示	住みたい町第一位とされた吉祥寺から水害を無くす。	佐藤 忠彦
	合流式から分流式に替え水害をなくす	先進の文化都市にふさわしく、都市型水害をなくし、水のリサイクルを推進する。	佐藤 忠彦
	防災・防犯施策の推進	本当に安心できる街づくりは「防災・防犯」の充実が大切だと考えます。	真庭 弘一
	広域防災体制(態勢)の構築	当市としての「防災態勢の強化策」は推進されているが、都や近隣市を含めた広域防災体制(態勢)については、第四期長期計画に明記されていない。	峯岸 昭
	都市型集中豪雨に対する洪水対策の検討	実際の被害がでた以上、想定ではなく現実の数字で、対策を講じる必要がある。	村井 寿夫
	安全・安心の街づくり	街の保水能力を高め、水害のない安全な街づくりを進める必要がある。	榎本 勝治
	集中豪雨対策	洪水被害は、人命・財産の安全に関する問題で緊急に対策が必要である。	横山 義雄
住宅施策の総合的推進	住宅施策について	子育て支援施策はさまざまに提案されているが、果たして武蔵野市のように地価の高いところで、若年層が住み続けられる住宅は考えられているのだろうか。	石黒 愛子

都市基盤分野テーマ分類表

分類	テーマ	テーマ選定理由(要旨)	提出者
円滑な移動環境の整備	自転車問題と通勤・通学問題 (市民交通体系の改革)	駅周辺の交通形態は複雑且つ量的にも多量・多様であり、対策はまだ検討の余地、改革の必要性が大きい。対策はまだ検討の余地、改革の必要性が大きい。	青野 光裕
	円滑な移動環境の整備	バリアフリーの武蔵野にしたい。	清本 和子
	人と環境にやさしい街づくり	安全かつ快適に、能動的に活用される歩道と自転車道の整備とバリアフリー化の推進を図る。	名嘉眞 宣信
	ほうっておけない放置自転車	駅周辺の歩道に、常に迷惑駐輪が溢れている実態を少しでも改善し、歩きやすく且つ快適な駐輪ができるようご提案致します。	山持 等
道路ネットワークの整備	道路ネットワークの整備について	「人にやさしい道」とは?の定義付けをしたい。	清本 和子
	道路交通問題、 とくに歩行者の安全環境の整備その他	温暖化防止、大気汚染、騒音防止等の環境面、市民の安全な歩行環境整備の観点から、歩行者の安全のための施策を今まで以上に積極的に講じていくことが今後の重要課題であるとする。	中島 敏
	道路ネットワークの整備	美しい街、優しい街づくりに、住民の生活に密着した身近な問題として選定した。	御手洗 登美子
	道路の整備の促進	車の渋滞、騒音、排気ガス、交通事故の問題を解決するために、実効性のある補完的な施策を実施する。	峯岸 昭
	外環道への対応	大深度地下に計画替えとなったが地上部「その2」は公害等の元凶ともなるので廃止にしたい。	渡邊 健
	道路ネットワークの整備について (調布保谷線)	近隣・沿道に住む住民にとって歓迎できるよう、道づくりについて話し合っほしい。	清本 和子
上・下水道の整備	合流式から分流式に替え水害をなくす	先進の文化都市にふさわしく、都市型水害をなくし、水のリサイクルを推進する。	佐藤 忠彦

都市基盤分野テーマ分類表

分類	テーマ	テーマ選定理由(要旨)	提出者
吉祥寺圏の整備	吉祥寺駅南口周辺再整備	井の頭公園をもっと商業地域づくりのなかに取り込んだ街づくりこそが特色ある街づくりの基礎となると思います。	尾崎 良一
	三つの駅を中心とした駅周辺の整備	現在市がどのような整備計画を持っているのか、よく分らない。市民の意見も聞いてほしいので。	清本 和子
	吉祥寺グランドデザイン	将来を見据えたグランドデザインが重要だが、未だ具体的なイメージが定かでなく、長期的視野に立っての実現性のある方向を見定める事が急務である。	渡邊 健
	吉祥寺南口広場の整備	南口広場の整備は、市政に与えるインパクトは大きい。より長期的、多角的計画と実施が求められる。	横山 義雄
中央圏の整備	三つの駅を中心とした駅周辺の整備	現在市がどのような整備計画を持っているのか、よく分らない。市民の意見も聞いてほしいので。	清本 和子
	三鷹駅周辺のグランドデザイン検討	近い将来低・未利用地が開発される動きがあることから、早急に土地利用ガイドライン等を進める必要がある。	村井 寿夫
武蔵境圏の整備	安全安心な市民生活の確保	JR中央線高架化後、利便性は高まるが安全性が懸念される。地域生活の中で基礎的な生活基盤は、安全安心な生活の確保だと思う。	秋山 敏晴
	三つの駅を中心とした駅周辺の整備	現在市がどのような整備計画を持っているのか、よく分らない。市民の意見も聞いてほしいので。	清本 和子
	武蔵境圏の整備	併せて、武蔵境圏の整備、交通政策と巨額税金投入の是非の点から、「プレイス」に地下駐車場が必要か否かも検討が必要である。	中島 敏

都市基盤分野テーマ分類表

分類	テーマ	テーマ選定理由(要旨)	提出者	
その他	健康・福祉系	海外介護師受け入れ	介護について、武蔵野市は全国に先駆けて積極的に受け入れの可否、または、その準備を検討することが大事だと思います。	山持 等
	子ども・教育系	公共施設建築物に関する総合的活用の施策について	施設建物についての総合的な施策が欠如しているため、子供たちや高齢者に必要な施設が一向に実現されない。既存建物の活用について、総合的な施策を調整計画に入れていただきたい。	梅本 豊
		市立学校の計画的な整備に関する方針作成	同等の費用を今後他の学校にも使うのか等オープンスクールスタイルの教育手法について検証し、位置づけや今後の市の方針を明確にする必要がある。	村井 寿夫
	緑・環境・市民生活系	資源循環型・リサイクル型社会(ゴミの減量は含む)への運動強化	市民活動としてなお一層の運動強化を行うようテーマとしてほしい。	青野 光裕
		文化が薫る緑深きまち	長期計画の主要課題とされており、ぜひ実現に向け着実に取り組みたい。近隣区市と連携し、緑地拡大など都市の価値を高め、これを最重要テーマとしたい。	秋山 敏晴
		環境との共生	玉川上水は武蔵野市民にとっても貴重な財産です。自然環境を含めた保全と緑道を整備する。	名嘉真 宣信
	行・財政系	財政力安定のための基盤整備	当市は財政力指数が高いが、財政安定のための施策を検討する。制度整備やインフラ整備に精力を投入するべきである。	秋山 敏晴
		情報インフラの整備及び一元化の取組み	施策の体制には、具体策が乏しい。情報の分かりやすい伝達手法等総合的な情報に関する研究を進める必要がある。	村井 寿夫
		若者層の労働相談窓口設置について	コスト削減のため、労働人口の3分の1が非正規雇用となった。これは、日本の将来において重大かつ深刻な問題であり、できることから進めるべきである。	名嘉真 宣信

都市基盤分野 市民会議

■分野別テーマに関するグループ討議の様子

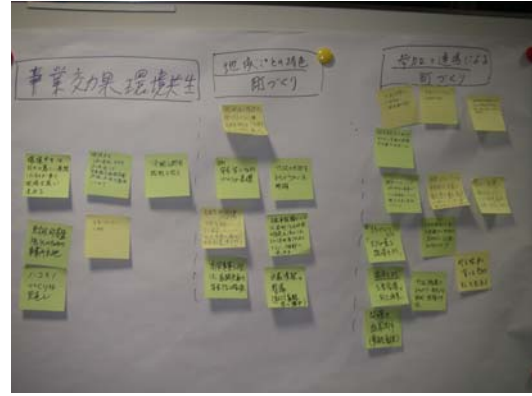


ログループ討議





ログループ発表 A



ログループ発表 B



ログループ討論成果品 C

自転車問題

自転車問題は
加害者被害者

人と自転車の
分離
業も危ない
自転車も危ない

自転車の増加の
要因
スプロール
も原因

駐車の
過剰化
自転車
利用の
減少

買手側の
意識
と
鉄道利用の
減少

自転車の
利用
環境に
よらない

自転車の
利用
環境に
よらない

自転車の
整備

三戸の
自転車
整備
180台/集
3千円/台
直轄15m

自転車の
協力
免許
講習会
(講習十一
マ)

不法駐輪

自転車の
規制

対策
民間の
協力

歩ける
街

全体で
考える
計画

住民の
意識
向上
重要

道路の
見直し
長計で

道路の
価値
から
交通性
を
高める

交通
需要
減少

道路の
交通
システム
(地域の
特性)

4m未満の
道幅

大道路
から
細路
へ
移行
の
見直し

大道路
から
細路
へ
移行
の
見直し

中心部の
バス
を
減らす

中心部の
バス
を
減らす

中心部の
バス
を
減らす

中心部の
バス
を
減らす

中心部の
バス
を
減らす

中心部の
バス
を
減らす

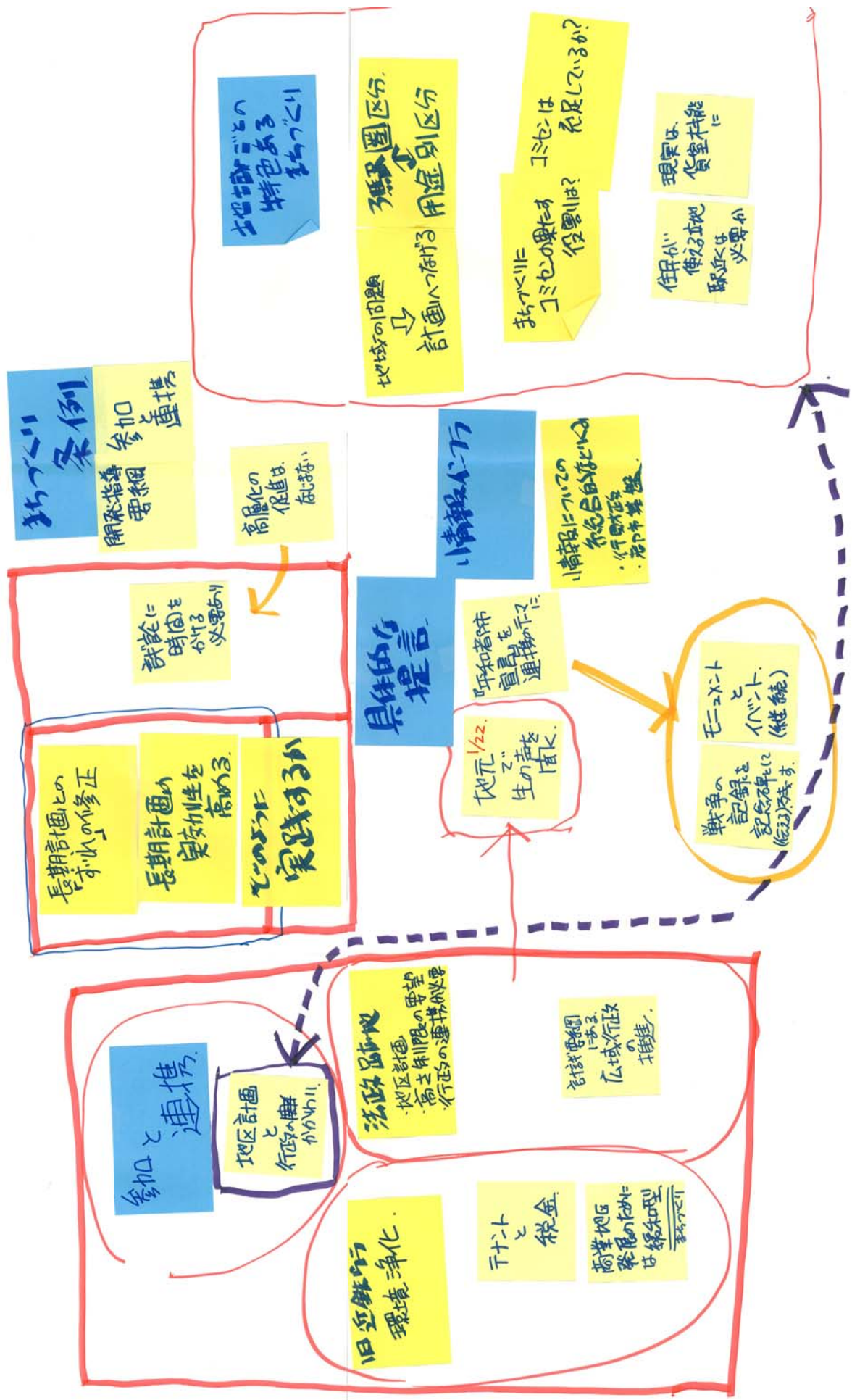
中心部の
バス
を
減らす

中心部の
バス
を
減らす

広域新線
3.3.6
の
必要性
見直し

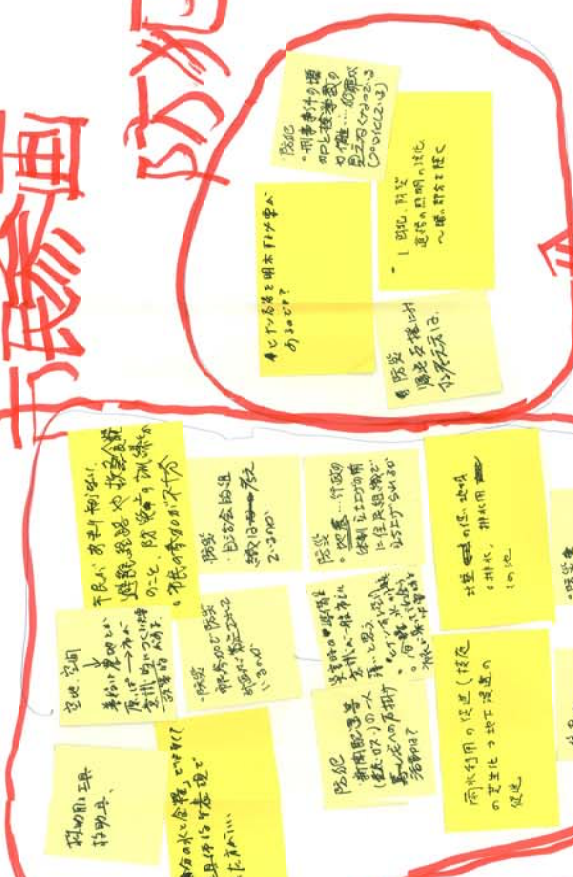
A
カールー

Cグループ

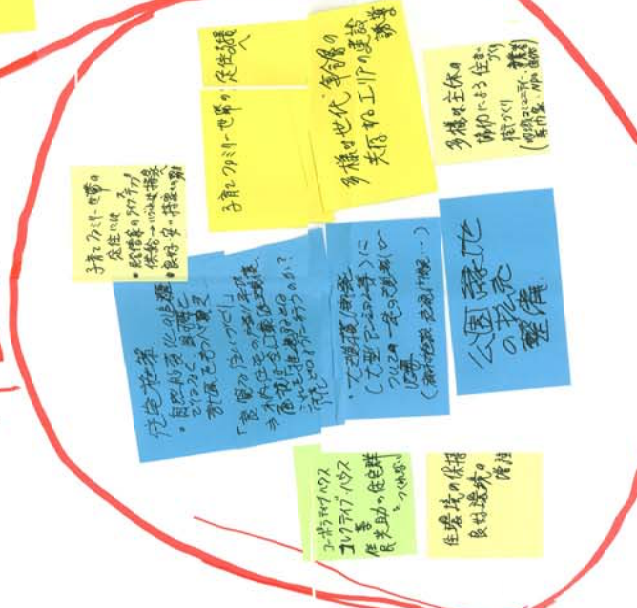


市民参画

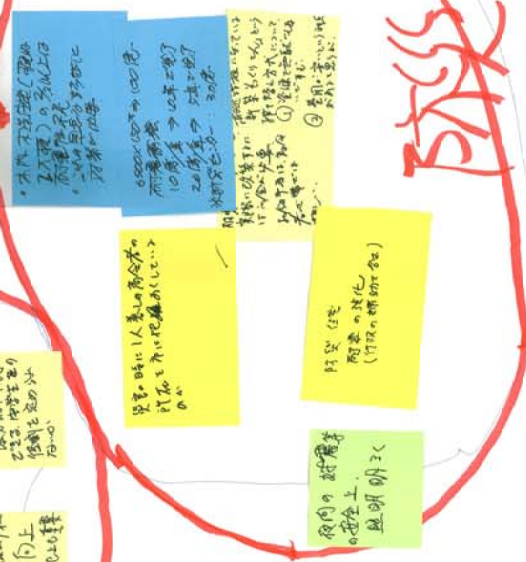
防犯



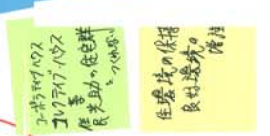
住まいる



防災対策



Bグループ



事業効果・環境共生

環境共生は、
包摂的であり、
現存主義に
対する

地域の若者
の参加を促す
環境共生の
推進

環境共生の
推進

環境共生の
推進

環境共生の
推進

環境共生の
推進

環境共生の
推進

環境共生の
推進

環境共生の
推進

環境共生の
推進

地域ごとの特色

地域ごとの特色
「地域共生」
の推進

地域共生の
推進

地域共生の
推進

地域共生の
推進

地域共生の
推進

地域共生の
推進

地域共生の
推進

参加と連携による町づくり

参加と連携による
町づくり

参加と連携による
町づくり

参加と連携による
町づくり

参加と連携による
町づくり

参加と連携による
町づくり

参加と連携による
町づくり

参加と連携による
町づくり

参加と連携による
町づくり

参加と連携による
町づくり

参加と連携による
町づくり

参加と連携による
町づくり

参加と連携による
町づくり

参加と連携による
町づくり

参加と連携による
町づくり

参加と連携による
町づくり

参加と連携による
町づくり

参加と連携による
町づくり

参加と連携による
町づくり

参加と連携による
町づくり

駅周辺

住心地

吉祥園(住地)の古く吉祥
寺あり、色んな観音(住地)
の寺あり。

外堀
大正初期に築造
され、その後は
堀に囲まれた、井戸
掘りなどの水汲み、
洗濯場などあり。

宝行道路に
5000坪の通産交通
入り記念の石碑あり。

浜政路地の1/2
「團集」に1/2
小塚

小塚地区は古く「時能
寺」があり、住民の中心
役所として、居た跡(附分)
あり。

駅周辺と古く外堀
堀と古くは、水田
と、古くは、水田
と、古くは、水田

園地(古くは)の
古くは、水田と、
古くは、水田と、
古くは、水田と、

古い街並
の駅に近い
(古くは)の街並

緑化の一環
の計画。

・古くは、水田と、
古くは、水田と、
古くは、水田と、

宝行道路は
古くは、水田と、
古くは、水田と、
古くは、水田と、

宝行道路は
古くは、水田と、
古くは、水田と、
古くは、水田と、

宝行道路は
古くは、水田と、
古くは、水田と、
古くは、水田と、

宝行道路は
古くは、水田と、
古くは、水田と、
古くは、水田と、

宝行道路は
古くは、水田と、
古くは、水田と、
古くは、水田と、

宝行道路は
古くは、水田と、
古くは、水田と、
古くは、水田と、

宝行道路は
古くは、水田と、
古くは、水田と、
古くは、水田と、

宝行道路は
古くは、水田と、
古くは、水田と、
古くは、水田と、

宝行道路は
古くは、水田と、
古くは、水田と、
古くは、水田と、

宝行道路は
古くは、水田と、
古くは、水田と、
古くは、水田と、

宝行道路は
古くは、水田と、
古くは、水田と、
古くは、水田と、

宝行道路は
古くは、水田と、
古くは、水田と、
古くは、水田と、

宝行道路は
古くは、水田と、
古くは、水田と、
古くは、水田と、

宝行道路は
古くは、水田と、
古くは、水田と、
古くは、水田と、

宝行道路は
古くは、水田と、
古くは、水田と、
古くは、水田と、

宝行道路は
古くは、水田と、
古くは、水田と、
古くは、水田と、

宝行道路は
古くは、水田と、
古くは、水田と、
古くは、水田と、

宝行道路は
古くは、水田と、
古くは、水田と、
古くは、水田と、

宝行道路は
古くは、水田と、
古くは、水田と、
古くは、水田と、

三つのブランド
サービスがない

ブランドの活用
703-1を行政
サービスに使用
ないか

ブランド ← 大京
(2014) 借り逃げを
させない。

33階は
高すぎる。

ブランドのまち
・公用空地の配置
・馬立輪場(160台)
行政サービス

職業計画書(業者)
段階
現行の法では整備できず

商店街は
2つ

商業が
活性化し
居住しな
商店も無中心

テナキは
よくない

土地利用
が
有効な用途
はない
馬立輪場(市)
は向に使用
(市長がかかり)

ITの街
業稀地としての
発展は

中央七区 中央圏は
道を拡大

かたらの道が
公共施設を
つくる

かたらの道を
放射状に延伸


横河の
地域圏
(30000の
土地は借地)

優良住宅地を
保全
西又保1丁目

市レベルの
会議に入る
べき

早動
行政が利用関係者
と
連携
[商業・市民企業]

屋上緑化と
壁面緑化

土地利用の
境目が重要

703-1層の
住める住居
(2020年) 703-1

高層を
緑で囲む



都市基盤分野市民会議基本ルール

市民会議が円滑で効率的に運営され、市民会議提言書が実効性あるものになるよう、次の基本ルールを示しました。基本ルールを皆さん方で確認してください。なお、市民会議は、その時の出席者をもって成立するものとします。

1 時間を守る。

① 会議の開始時間、終了時間を守ります。

- ・事情により、会議に遅刻、欠席する場合は、必ず事務局に連絡しましょう。
- ・会議時間については、参加者の合意を得て、延長することができます。

② 各メンバーが発言できるよう、発言時間が長くないよう配慮します。進行役は、発言者が偏らないよう、順序を含め、公平な運営に配慮しましょう。

2 自由な発言を尊重する。

③ メンバーはすべて平等の立場ですから、それぞれの発言を尊重し、はじめから発言に対して否定することのないよう配慮し、自由な発言を行うことを基本とします。

④ 特定の個人や団体等の誹謗中傷となる発言は行わないようにします。

※欠席者は、議題に関して意見や提案がある場合は、事前に事務局に対して別に定める様式により、意見等を提出することができます。提出された意見等は、参考意見として会議の席上で参加者に対して配布することとします。

3 市全体を見わたした視点から議論を行う。

⑤ 市の望ましい将来を考え、市全体を見わたした視点から議論を行います。

⑥ 提言書の作成にあたっては、特定の地域や団体の個別利益優先に陥らないよう、配慮します。

4 合意の形成に向けてお互い努力する。

⑦ 問題の所在や対立点などを明確にした上で合意形成をめざし、いったん合意した内容は、それぞれが尊重して議論を進めます。

⑧ 提言書づくりにあたっては、市民が担うべき役割、事業者が担うべき役割、行政が担うべき役割などが見える、実効性のある提言をめざします。

⑨ 意見の決定は全員合意を原則とするが、必要な時は両論併記とします。

5 会議は原則公開する。

⑩ 市民会議は公開を原則とします。会場の許す範囲で傍聴も自由とします。傍聴者が意見ある場合は、書面等で行うことができます。

6 資料要求は会議が行う。

⑪ 各委員が行政情報を要求しようとするときは、分野別市民会議において提案の目的を示して要求し、事務局を通して行います。また、情報は、会議の全委員が共有します。

7 その他

⑫ 市民会議は市民同士が議論を行う場です。行政（市職員）は、会議資料の作成や説明等の運営支援を行いますが、直接議論には参加しません。

武蔵野市第四期長期計画調整計画都市基盤分野市民会議傍聴規則

(趣旨)

(Ⅰ) この規則は、武蔵野市第四期長期計画調整計画都市基盤分野市民会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものです。

(傍聴人の定員)

(Ⅱ) 傍聴の受付は先着順とし、定員は会場の広さ等により会議に支障のない範囲内とします。

(傍聴の手続き)

(Ⅲ) 会議を傍聴する人は、会議の当日、会議の開かれる場所で、傍聴人受付名簿に氏名と住所を記入してください。

(傍聴人の責任)

(Ⅳ) 会議を傍聴する人は、用意された席で静かに良識ある態度で傍聴してください。なお、会議の進行を行う人から特に求められた場合を除いて、発言はできません。

(写真等の撮影及び録音について)

(Ⅴ) 傍聴人は、傍聴席で写真等の撮影や録音をしてはならないものとします。ただし、会議において特に認められた場合はこの限りではありません。

(意見の提出)

(Ⅵ) 傍聴人は、会議の終了後、所定の書式により意見を提出することができます。

(違反に対する措置)

(Ⅶ) 傍聴人が上記に違反した場合、また係員の指示に従わなかった場合、会議を行うものはこれを制止し、会議に諮って退場させることができるものとします。

(付則)

この規則は、平成 18 年 9 月 9 日から施行します。

都市基盤分野市民会議 委員名簿

氏 名	住 所
青野 光裕	吉祥寺南町
秋山 敏晴	境
石黒 愛子	緑町
梅本 豊	西久保
榎本 勝治	関前
大神田 武行	境
尾崎 良一	吉祥寺南町
川田 伸紘	吉祥寺東町
清本 和子	境南町
佐藤 忠彦	吉祥寺北町
中島 敏	境南町
名嘉眞 宣信	境
堀家 彬宏	境南町
真庭 弘一	西多摩郡日の出町
御手洗 登美子	西久保
峯岸 昭	吉祥寺北町
村井 寿夫	吉祥寺北町
山持 等	吉祥寺北町
横山 義雄	吉祥寺本町
渡邊 健	吉祥寺東町

アドバイザー

水谷 俊博	武蔵野大学
-------	-------

事務局名簿

井上 良一	部会長(都市整備部長)
渡辺 幹夫	本部員(水道部長)
恩田 秀樹	幹事長(都市整備部まちづくり推進課長)
水野 達男	幹事(水道部総務課長)
千葉 剛	企画調整課担当(企画政策室企画調整課)

ワーキングスタッフ

井上 啓輔	都市整備部まちづくり推進課
川越 岳夫	都市整備部吉祥寺まちづくり事務所
庄司 宏一	都市整備部武蔵境開発事務所
藤本 忠明	都市整備部交通対策課交通企画係
福田 浩	都市整備部住宅対策課
森安 東光	都市整備部建築指導課監察係
大石 和正	都市整備部道路課道路台帳係
谷津田 欣丈	都市整備部下水道課施設管理係
荻野 芳明	都市整備部緑化環境センター公園係
廣見 文孝	水道部総務課
赤塚 武史	水道部業務課料金係
宮崎 秀雄	水道部工務課浄水場係

第四期長期計画調整計画
都市基盤分野市民会議提言書

平成 19 年 4 月
都市基盤分野市民会議